

第47回平成24年9月与謝野町議会定例会会議録(第9号)

招集年月日 平成24年10月4日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時5分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄(午前欠席)
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	浪江 昭人	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之
代表監査委員	足立 正人		

5. 議事日程

日程第 1 議案第 95号 平成23年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について
(質疑～表決)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

本日、糸井議員より午前中欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員は、17人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第95号 平成23年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案については、既に質疑に入っております。引き続き質疑を続行します。

その前に、2日の質疑の中で、勢旗議員の質問に対しまして答弁漏れがあったということでございます。浪江企画財政課長のほうより報告をお願いいたします。答弁漏れがありましたようでございます。

浪江企画財政課長。

企画財政課長(浪江 学) おはようございます。貴重な時間をいただきまして、お答えをさせておいていただきたいと思います。

一昨日の勢旗議員のご質問で、いわゆる平成23年度の当初予算の編成に当たって、その編成方針であるスクラップ・アンド・ビルドについてどのような成果があるのかということでございました。整理をしておりますませんでしたので、きょうになりましたが、答弁のほうをさせていただきたいと思います。

スクラップ・アンド・ビルド、いわゆる変化するニーズや採算効率の悪い事業などを廃止して、新たな事業に切りかえていくということであろうかと思っております。この場合に、ソフト事業で整理をさせていただいております。ハード事業につきましては、例えば道路整備のように、工事が終われば次の場所というふうに切りかわっていきますので、ここではソフト事業に絞って整理をさせていただきましたので、その内容をご答弁のほうをさせていただきたいと思います。

平成22年度の当初予算に比べて、平成23年度当初予算においてスクラップ・アンド・ビルドの整理をしたものでございますが、まず「スクラップ」につきましては15件ほどございますけれども、拾い上げておりますけれども、主に申し上げますと、まず丹後広域市町村圏事務組合がございましたが、これの組合を解散をし、廃止をしたということ。それから、民生費の関係では、障害者団体の関係で、支援センターかもめへの委託の廃止をしたこと、あるいは教育費の関係でCIR、いわゆる国際交流員の事業を廃止をさせていただいたことなどが主なものでございまして、15件ほど拾い上げておりますが、合計で約1,500万円程度のいわゆる効果額ということになるかと思っております。

また、逆に「ビルド」につきましては、5件ほど拾っております。民生費でいいますと、発達障害者関連の支援ファイルの作成・配布、衛生費では不妊治療費の助成金の交付事業、それから有害鳥獣対策事業で新型捕獲おりの作成、商工費関連では、宮津与謝消費生活センターの設置及び織物技術革新事業費の補助金、これらをビルドとして計上させていただいたところでございます。ビルドにつきましては、以上5件拾っております、事業費効果で約400万円ということ

でございます。

以上、答弁が遅くなりましたけれども、よろしくお願ひいたします。

議長（赤松孝一） もう1件、多田議員の質問に対する答弁に訂正があるようでございます。

永島農林課長。

農林課長（永島洋視） 貴重な時間をいただきまして、申しわけございません。

多田議員さんの2日のご質問の中で、冷凍米飯加工施設及び生産物特産加工販売施設「ちんざん」の指定管理の経理状況につきまして、平成22年度では減価償却が挙がっていなかったものが、平成23年度の資料では挙がっておるということでご質問がありましたが、平成22年度の資料についても挙がっておるだろうという答弁をさせていただいたところですが、当日資料を持ち合わせておりませんでしたので、帰って調べましたところ、減価償却費はどちらも挙がっていないというものでございます。

それで、その内容をちょっと精査しましたところ、平成22年度の決算におきましては、まず冷凍米飯加工施設、ファーマーズライスですが、雑費が1,010万6,754円あります。この中に280万2,450円の減価償却を含んで平成22年度は計上をしておったということでございまして、計上漏れ、減価償却費を雑費に含めて計上しておったということでございます。

それからちんざんのほうでございしますが、これにつきましては、法人の決算自体が減価償却費の計上漏れをおったということで、平成23年度から計上がされておるということでございます。

議長（赤松孝一） 質疑に入ります前に、少しお願ひをしておきます。

その質問台のマイクの位置に気をつけて発言をしていただきたいと思ひます。2日に、これは無意識にさわられる方があるんです。遠くへ行きますとテレビの音が取れないようでございすんで、一つよろしくお願ひをいたします。

それでは、早速でございしますが、質疑はありませんか。

17番、今田議員。

17番（今田博文） おはようございます。

それでは、決算質疑2日目になりました。トップバッターで質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、財政指標の分析ということで、いろんな角度から財政を分析し、チェックすると。これは監査委員さんはもちろんでございますけれども、我々議会もそのことは十分チェックしなければならない、こういうことだろうというふうに思っております。まず、収支の均衡であるとか、財政構造の弾力性、持続性、自主性、こういった部分のあるいろんな角度から質問したり、あるいはチェックすることだというふうに思っております。

財政課長、ちょっと私調べましたけれど、わからないことがありますので、今わかったら答弁をいただきたいと思うんですが、わからなかったら後でまたお知らせをいただきたいというふうに思うんですけれども。収支の均衡、このチェックをする部分ですけれども、実質収支比率で見るとこういうことだろうというふうに思っています。これが3%から5%であれば正常であるというふうに言われています。私、ちょっとささっとこの決算資料なりを見て探したんですけれども、よく掌握できませんでしたので、これについてご答弁があったらお願ひをしたいというふう

に思っております。

それから、財政構造の弾力性、これは経常収支比率で見るとか、あるいは持続性については地方債の残高で見るとか、あるいは自主性については、いわゆる町税の収入、財源面のそういう収入で見るといふようなことが言われています。今、わかりますか。わからなかったらいいですが。わかります、先ほど申し上げたこと。わかりますか。はい、お願いします。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

いわゆる議員ご質問の要旨は、いわゆる財政の均衡ということからすると、実質収支というのがそういった見方になってくるかということでございますが、そのとおりであろうかと思っております。決算書のほうを見ていただきますと、330ページでございますけれども、ここに実質収支を計上させていただいております。決算参考資料のほうにも当然出てくる数字ではあるかと思っておりますけれども、決算書で申し上げますと、この330ページの5のところに実質収支額1億4,656万3,996円ということでございます。いわゆるこれが実質収支額、簡単に申し上げますと、黒字決算の額というふうに捉えていただいているのではないかというふうに思っております。これの半分を財政調整基金に積み、半分を次年度に繰り越すということでございますが、議員が先ほど言われました予算の3%から5%程度が正常なところではないかというご指摘につきましては、過日の総務常任委員会でも別の委員さんから同様のご指摘も受けておたわけですけども、この1億4,600万円は、予算総額の3%から5%に比べれば非常に低い、少ない額だということがございます。予算総額の3%ですと、120億円の3%ですので、この1億4,600万円はそれより少ないということでございます。

これにつきましては同委員会でも申し上げていたわけですけども、率直に申し上げまして収支のバランスが非常に厳しい、いわゆる平たく言いますと、財政状況が非常に厳しい、そういった状況をこの数字があらわしているのではないかというふうに思っております。いわゆる入ってくる収入に比べて支出が多かったから、実質収支は割合低い数字で、黒字にせよ少ない額で決算を打つことになったということですので、一言で言いますと、収入に比べて支出が多かったと。ですから、正常な値よりは少ない実質収支になったということかと思っております。

この傾向は今後も続くだろうというふうに思っておりますので、できるだけ財政バランスとして多くの実質収支が計上できるように努力はしていかねばならない、そういったことをあらわしているのではないかというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） よくわかりました。

それでは、監査委員さんにお伺いをしたいというふうに思っています。

財政健全化法ができました。これは夕張市の財政破綻、これを受けて4つの健全化指標、財政健全化法というのができました。これは実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、こういう4つの指標で財政を見ていく。イエローカード・レッドカードというふうな部分がございます、いろんなペナルティーが科せられるということになっております。

この監査委員さんの財政健全化審査意見書、これを見てみましても、個別意見として今申し上げた4つの指標というのがここに書いてございます。最後に、「是正改善を要する事項、これに

については特に指摘すべき事項はない」と、このように記載をされております。ご承知のように、夕張市は一時借入れ、一借りですね、一時借入金を借りて、年度末にそれで補填をして、そうしてのいでおったということだというふうに言われています。だけど、それを監査委員も議会もチェックができなかったというふうに報道をされています。うちの町ではそんなことはない。一時借入金ももちろんないということは聞いています。財政は厳しいけれども、ある意味健全に運用されているんだろうというふうに思っております。

ここで確認なんですけれども、こうして監査委員さんの意見書が上がっておりますけれども、意見書が上がっているということは、これ間違いはないというふうに判断をしたらいいんだろうというふうに思いますけれども、間違いはないということへのもう一度確認をしておきたいと思います。

議長（赤松孝一） 足立代表監査委員。

代表監査委員（足立正人） お答えをいたします。

財政4指標の係数を町のほうで作成をされたわけですが、その積算根拠といいますが、そういった数字に間違いはないというように監査をさせていただきました。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 財政課長にお伺いをしたいというふうに思っています。

この平成23年度決算の中で、概要の中でも書いてあります。厳しい財政、厳しい歳入状況、こういうくだりが至るところに出てくるわけですが、本当に厳しい財政なのかどうか、私なりに質問をしたいというふうに思っています。決算参考資料の17ページに決算額の比較表というのが載っておりますけれども、これに基づいて質問をしたいというふうに思っております。

昨日も伊藤議員から地方財政計画、これは国が策定するわけですね。国の予算をつくり、地方財政計画をつくる、これ国がつくるわけです。これは地方財政計画というのは、いわゆる標準的な町の姿、これを数字をあらわしてつくっていくというのが地財ですね、地方財政計画ということになります。この地方財政計画で見ますと、この一般財源の割合、うちでは64%になっています。それから地方税の割合は、うちでは15%ですが、地財計画では40%と、こういう割合といいますが、そういうふうになっているのが地方財政計画です。これが標準的な財政の枠組みと、こういうふうに言われております。

うちのこの比較表で見ますと、歳入合計が118億円。そのうち一般財源が76億円。これは64%、標準的な財政の比率をクリアしています。しかし、地方税では18億円です。今申し上げましたように、地方財政計画では40%、4割ですから25%不足すると、こういうことになります。40%を金額にしてみますと、いわゆるうちの決算でいいますと47億円、こういうことになります。これを今うちの決算に当てはめてみますと、29億円不足します。つまりは47億円、40%あるのが、うちの町税は18億円しかない、こういうことになります。つまりは、地方財政計画からすると、29億円不足をするのではないかというふうな計算になるのではないかなというふうに思っております。これが例えば47億円あるとして、40%あるとすれば、今うちの交付税は54億円、交付税が国から交付をされています。町税がふえるということは、交付税が減るということです。29億円、町税の分が減ります。地方交付税は25億円、その60・40の比率でいくと、うちの交付税は25億円になるということでありまして、地方交付税

が29億円減るわけですから、それにいわゆる町税、地方税、75・25ルールというのがありますね。それに、交付税の減る分に25%を掛けた分、その部分がいわゆる財政が厳しい、歳入が少ない。私の計算では7億円という数字が出ました。そういうふうに判断をしたらいいのかどうか教えてください。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

非常に大所高所からのご指摘でございますので、私も十分勉強不足なところがありますので、お答えできるかどうかわかりませんが、国のほうの地方財政計画の中身がどうであるかということとの今回比較でご質問ですけれども、正直申し上げまして、今議員が言われましたとおりの数字になるかどうかは、私には、今もう少しよくよく見てみませんとわかりません。当町の財政が非常に厳しいと、いわゆる地方税の少ないお話もございましたが、自主財源が非常に厳しいということでございます。自主財源比率は24%だと思っておりますので、4分の1しかないということでございますし、それから財政力指数も参考資料のほうにお示ししておりますけれども、0.317という数値で、これも平成22年度に比べて0.018ポイント下がってきているということでございます。

したがって、自主財源が少なくなって、地方交付税等の依存財源に頼るところが非常に大きくなってきているという傾向はあるという面からして、非常に財政力が弱まっているということは言えるのではないかなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） やっぱり一般財源に占める、いわゆる町民税の割合、それから法人税の割合というのは、非常に今後注視をしていかなければならないんだろうというふうに思っております。しかし、法人税は、特に景気の動向だとかいろんなことで大きく左右をされるという部分があります。そういうことも含めて、ぜひ今後もチェックをする必要があるのではないかなというふうに思っております。

井田議員からもありましたように、税の徴収ですね、徴収については、ぜひ現年度分を最優先すると、そのことに全力を挙げることが大事だというふうに思っております。これは、一つは税金のロスということもありますけれども、町民の皆さんの不公平感、これが大きくなるということになりますので、それは入れていただくように最大限の努力をしていただきたいというふうに思っております。

それから、性質別の歳出について伺いたいと思います。これについては、義務的経費が多いほど、いわゆる財政の硬直化の要因になると、こういうふうに言われております。しかし、今後少子高齢化であるとか、いろんな部分で扶助費の増加というのは今後は避けられないんだろうというふうに思っております。しかし、国の施策や、先ほど申し上げましたように、景気の動向というのに大きく左右される部分もあるんだろうというふうに思っております。この間、敬老会で副町長がおっしゃいましたように、高齢化率がうちの町も30%を超えたというふうな挨拶の中で報告がありました。これは税金を納める人よりも、行政サービスを受ける人がどんどんふえていく、こういう一つの人口構造といいますか、そういう割合になるんだろうというふうに思っております。

そこで、構成比全体ですけれども、平成22年度で39.7%から、平成23年度が42.5%、義務的経費の全体の話です。2.8ポイント上がっております。特に扶助費が5,700万円、4.4%上がっております。この要因は何でしょうか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

決算参考資料の23ページになろうかと思えます。ここに普通会計の性質別の経費の状況を計上させていただいております。一番上に義務的経費という欄がございます。その内訳が1番から10番まで、人件費から繰出金までであるということがございます。これに対して投資的経費は11番ということになるわけですけれども、義務的経費については、今議員ご指摘のように、率にして平成22年度は39.7%から、平成23年度決算では42.5%まで、0.7ポイント上がったということがございます。その中で、要員の大きいものの一つに2番の扶助費がございます。これが4.4ポイントの増ということになってございます。

この要因につきましては、その右側のページの増減理由のところに書いてございますように、平成23年度子ども手当4,500万円余り、それから自立支援給付費1,500万円余り、これに対して、減っておりますのが児童手当3,100万円余りということで、トータル的にこれらから増額要素があったということであろうかと思っております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） このいわゆる義務的経費の中で、人件費は4割を超えると厳しいという一つの目安があるというふうに聞いています。うちの場合超えていないというふうに、私の計算では越えていないというふうに思っております。三十何ぼでしたかちょっと忘れちゃったけれども、40%近くあることはあります。その下の4番の物件費ですけれども、物件費というのは、賃金や旅費や備品購入、それから委託料ですね。それから臨時職員さんの賃金も入っているというふうに思っております。

ここで、昨年度と比較して2億円ふえているということがあります。それから、この中で賃金というのは幾らあるんでしょうか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

物件費の増減の理由としましては、同様に右側のページに書いてございますような経費があるわけですけれども、このうち、ここには賃金を書いてございませんので、別のページ、29ページをお開きをいただきまして、この上の表でございますが、予算科目ごとの目的別・節別の金額を挙げております。この上の表の右から二つ目に賃金という欄がございます。合計が3億7,000万円ということがございます。これがその賃金の額に当たるかなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 物件費というのが、維持管理等の民間委託をすれば、必ずこれは膨らんでくるという部分がございます。今、人件費の部分40%を切っていると、事務的経費の中で40%切っていると言いましたけれども、今のこの3億7,000万円ですね、この臨時職員さんの賃金、これも含めてやっぱりカウントするということが正常ではないかなというふうに思っております。

けれども、そこはいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。

この決算につきましては、決算統計のルールに従って取りまとめをいたしておりますので、したがって、人件費については賃金が含まれないということから、こういった決算整理にさせていただいておりますけれども、行政改革や、それから職員管理など、この本会議場でもその都度お話をさせていただいておりますように、正職員の数なり、臨時嘱託職員の数なり、またそれらに伴う職員の人件費、臨時嘱託職員の賃金、これらが幾ら幾らで、トータルどれぐらいの額にあるかというのは常々お話もさせていただいているつもりですので、決算とは区分けして、そういった説明で補わせていただきたいというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 先ほど申し上げましたいろいろな財政指標で財政を見ると、財政力指数だとか経常収支比率、いろんな見方があるんですけども、まず経常収支比率は弾力性を見るということだろうというふうに思っています。市町村では75%が望ましいという総務省の指導といえますか、そういうもんがあるんだろうというふうに思っています。

この財政力指数というのは、余り一喜一憂するほどのあれではないんではないかなと。いわゆる基準財政需要額を収入額で割るとのことなんですけれども、この財政力指数についてはどのように見ておられますか。

議長（赤松孝一） 今田議員、ちょっとゼロなんで、最後の質問でお願いします。

浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

財政力指数は、この決算参考資料の6ページの下のほうに掲載をさせていただいております。主に平成19年度からの財政力指数の動きも計上させていただいております。大体これは、これを見ていただきましたとおり、大体0.3前後で推移しているということで、いわゆる俗に言う3割自治というところがこれに当たるということでございます。これについては、確かに議員ご指摘のように、さほど以前よりは言われなくなった点はあろうかというふうに思っておりますけれども、これもやはり重要な財政指標の一つですので、今後もこれはチェックをしていかなければならないということでございます。

近年は、先ほどもございましたように、平成21年に財政健全化法が全面施行されて、いわゆる4指標で中心的に見ていくということになってございます。その中で、実質公債費比率、いわゆる公債費の割合がどうかという数字について、従来一般会計、普通会計だけを見ていたのを、特別会計なり、それからほかの諸団体への財政出動、これらも含めたトータルの公債費を見ていくという考え方に変わってきているということですので、そういう見方が本当のところではないかなというふうに思っております。私どもとしては、この実質公債費比率なり、それから4指標のもう一つの要素であります将来負担比率、これも今回若干悪化しているわけですが、これらを中心にチェックをしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

2番、和田議員。

2 番（和田裕之） 失礼します。それでは、平成23年度の決算について、1回目の質問をさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

まず、保健課長にお伺ひをしたいと思ひます。参考資料でいきますと、135ページというこゝどお願ひをいたします。

こゝの健康診査事業についてですが、当町では4,000万円弱ですか、一般財源で2,200万円という多額の町負担をいただき、無料で検診を実施していただいております。こゝのこゝが、後に述べさせていただきますが、受診率の高さにも影響しているのではないかとこゝうふうにお願ひして、町民の方にも大変喜ばれ、また大変ありがたいことだこゝうふうにお願ひしてあります。

先般の一般質問でも、与謝の海病院の附属化の件ですが、質問をさせていただいたように、丹後の医療圏ですね、平成21年度においては3大疾病、これでお亡くなる方が府下の他の市町村、これと比べても非常に高いと。そして死因別で言ひますと、がん、心疾患、脳疾患というこゝの3つの疾患でお亡くなる方、これが6割、60%を占めているとこゝのこゝで質問をさせていただきます。ご存じのとおり、健康診断、これは診察及び各種の検査、健康状態、これを評価し、健康の維持や疾患の予防、早期発見、これに役立てる、こゝういったこゝで実施をされてあります。

そゝで、各種がん検診についてまずお聞ひしたいと思ひてあります。資料に受診者数、これが記載をされてありますけれども、一番下、前立腺がん検診、これは1,122人とこゝのこゝで、前年度、平成22年ですか、これと比較しますと7名ふえているとこゝのこゝであります。この検査方法ですけど、血液検査で腫瘍マーカーですか、これの数値を見るというこゝのこゝだこゝうふうにお願ひしてあります。

こゝの数字なんですけど、この検査、前立腺がん検診、これはほかのがん検診に比べても費用というか、単価はそれほど高くないと思ひるんですけど、実際こゝのこゝでは831万9,000円という数字になってあります。こゝの辺のところは間違いがないのかどうか、その点お聞ひしたいと思ひます。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答ひいたします。

健康診査事業の前立腺がん検診の事業費でございますが、先日、和田議員のほうにご指摘いただきまして調べましたところ、単位が1つ間違っております、83万2,000円というのが正しい数字でございます。大変申しわけございません。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 間違いということでおわかりました。

前立腺がん、これは大変近年ちょっとふえているとこゝのこゝで認識をしております。というの、もともと高齢者の病気ということでお知られていると思ひるんですけど、これが60歳を超えられるとまた非常に高くなると思ひますか、患者数がふえるということがデータで上がっているそうであります。特に先進国はもう高齢化が進んでありますので、アメリカなんかではトップを占めているとこゝのこゝうふうにお聞ひしてあります。日本でも前立腺がんにかかれる方がふえるのではないかとこゝのこゝうふうにお聞ひしてあります。日本でも前立腺がんにかかれる方がふえるのではないかとこゝのこゝうふうにお聞ひしてあります。これは食生活、これの欧米化によってたんぱく質の摂取が多くなったということも増加に加担しているというふうにも言われ

ております。前立腺がん、これは早期発見をすれば治りやすい病気だというふうにも言われておりますので、ぜひ多くの方に受診していただきたいなというふうに思っております。

次なんですけれども、全部の健診については結構なんですけれども、5つの健診ですね、がん検診と呼ばれる胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、この受診率についておわかりでしたらお願いをいたします。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

この資料の順番で申し上げますと、胃がん検診につきまして、平成23年度の受診率でございますが、31.5%でございます。それから、大腸がん検診につきましては50.4%、子宮頸がん検診につきましては、これにつきましては2年に1度受診していただくということで、2年の合計になりますが、55.1%でございます。乳がん検診につきましても2年に1度ということで、2年合計で52.4%、肺がん検診につきましては、55.5%でございます。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2番（和田裕之） ありがとうございます。この5つの健診、いわゆるこの健診の受診率について課長はどのような見解を持っておられるのか。また、京都府下でも結構ですが、ほかの市町村と比べて受診率は高いほうであるのか、低いのか。その辺のとも含めてお願いをしたいと思います。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

与謝野町になりましてから、現在と同じ形での無料によります集団検診ということで、がん検診もセットで行わせていただいているということの中で、受診率につきましては、府下、府内市町村トップクラスであるというふうに自負をしております。

そこで、平成22年度の数字でちょっと紹介させていただきますと、ちょっと手元に平成22年度の府内市町村の資料しかございませんのでご容赦いただきましてご報告申し上げますと、胃がん検診につきましては、与謝野町が32.9%に対しまして、京都府においては6.0%でございます。肺がん検診につきましては、与謝野町が56.3%のところ、京都府では12.2%。大腸がん検診が与謝野町50.0%につきまして、12.7%。乳がん検診におきましては、与謝野町52.3%のところ、20.5%。子宮頸がんにつきましては、与謝野町54.5%のところ、19.3%ということでございます。

今申し上げましたように、与謝野町では町民の受診早期発見といえますか、自分の体は自分で守っていただくというスタンスで、丁寧にといえますか、町民の方に呼びかけて受診をしていただいております。そういった理解のもとに、受診率も高い数字で推移していると認識しております。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2番（和田裕之） 課長がおっしゃったとおり、京都府内の市町村のがん受診率は、先ほど数字で報告していただいたとおり、与謝野町がトップで受診率が高いというふうに答弁いただきました。

丹後医療圏ですね、与謝野町、伊根町、京丹後市、宮津市、この第2位というのは京丹後市になりますが、京都医療圏は割に高いのかなというふうに把握をしております。ただ、先ほど京都府の受診率をおっしゃっていただきましたが、全国で見ますと、京都は割と低いというか、最下

位のほうにおります。例えば胃がん検診であれば、京都は43位、そして肺がん検診が38位、大腸がん検診が40位、子宮頸がんが41位、乳がん検診がちょっと高く25位というふうに、当町はすごくトップで高いんですが、京都府下で見ますと低いという結果で、全国的というか、京都でもほかの市町村も頑張っ取り組んでいただかなければ上がっていかないのかなというふうに考えております。

そこで、がん検診の受診率の向上のために、京都府のほうでも平成23年10月、このアンケート調査というか、これインターネットでされたようなんですけれども、実施されて報告書が上がっております。その中でもちょっと書いてあったんですけれども、丹後医療圏ではがんの受診率が高いということで書いてありましたけれども、この調査は医療保険の種類はさまざまな方がおられまして、20歳以上の女性、40歳以上の男性の方、京都市内、京都府下、これ3,084名の方が回答をされております。その中でも、お勤めの方でも市町村で受診されたという方が35.7%ということで、やはり職場では負担はしていただけない面もあるんかもわからないんですけれども、市町村で受診されたという方が物すごく多いという結果で出ております。

そして、これ、私ちょっと気になっったのは、アンケートの結果の中で、なぜ受診されないのかという理由の中で、多い順に挙げますと、1番目に「費用がかかる」と、2番目に「関心がない・面倒である」、3番目に「受ける時間がない」、4番目に「検査方法に抵抗がある」というふうな結果が出ておりました。20代から50代の幅広い年代で「費用がかかる」「受ける時間がない」という理由が挙げられており、男性、これは特に年齢が若いほど費用の負担、これを理由に挙げられております。そして女性ですけれども、費用の負担だけじゃなく、「関心がない・面倒だ」というふうに回答をされておりました。

当町では、高い受診率でやっていただいております。より受診率を上げるためには、無料だということも大事だと思いますし、そして健康診断に関心を持っていただくということも必要かというふうに考えております。引き続き、啓発に努めていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

その点で、課長何かございましたらお願いします。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 議員ご発言いただきましたように、与謝野町におきましては健診の無料化でありますとか、町民の方ご自身が検診に関心を持っていただくというふうなことから、家族の方に個別にご案内を差し上げております。若い方からお年寄りまで、家族構成によって、自分はこの年代でこの健診を受けるんだということを見ずから関心を持っていただいて、そしてみずから申し込んでいただくというふうな形をとらせていただいております。そういったことも今後継続しながら、さらに受診率が上がるように努めてまいりたいと思っております。

京都府におかれましても、先ほど議員のご発言ありましたように、がんの受診率のアップ50%を目指して取り組んでおられますので、京都府とも連携しながら、丹後保健所も当然連携しながらさらに進めていきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2番（和田裕之） ぜひ、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、この健康診断の結果ですね。丁寧に各地区で健診結果報告会、こういうふうなものを開

催されているというふうに思っております。

そこで、受診者の方が結果を知られるまでには若干の時間が、タイムラグが出てくるかなというふうに思っております。いわゆるこの健康診断で異常が認められた場合に、どのような方法で本人に連絡なり、通知をされているのか。その点のところをお願いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 健診結果につきまして、受診者の方への通知のご質問をいただいております。

今、健診結果報告会ということで、順次各公民館等を回らせていただいて、健診結果を対面で報告させていただいておりますが、がん検診につきましては、基本、結果が委託先の工場保健会から届きますと、送達といいますか、役場からの配達という形で、早くご家庭のほうにお届けしております。その中で、精密検査の必要ありとか、そういう該当の方がいらっしゃいましたら、別ルートで精密検査の医療機関への依頼文書を添えまして、ご本人にお渡ししているということでございます。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） がん検診においては、要精検ですか、精密検査が必要な場合は早いことお知らせしていただいているということで理解をさせていただきました。

その中で、この緊急性と申しますか、再検査が必要という場合でも、すぐに行かなければいけないとか、しばらくちょっと様子を見ようかというところの判断ですね。この保健会のほうのお医者さんが判断をしますと思うんですが、ここは本人さんにはどういう形で、早く行ってくださいとか、そういうふうにお伝えされているのでしょうか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 健診結果につきましては、先ほど申し上げましたように、ほとんどの方が先ほどの、ほかの健診結果でまだ順次届いていない分もあるんですが、届き次第ご家庭に送達するように考えておりますが、工場保健会の医師の判断によって、緊急度といいますか、例えば進行しているような症状が見られた場合、工場保健会のほうから直接その該当の方に早急に医療機関、精密検査を受けていただくようにというふうな配慮もしていただいております、直接工場保健会からご家庭に通知をいち早くしていただいているということでございます。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） そういう形でされているということで、安心をさせていただきました。健康診断は早期発見・早期治療ということで、健康診断で異常があっても、私の周りでもすぐに行かれない方、こういう方もいらっしゃるわけです。なので、ちょっとその点をお聞きをしたいなというふうに思いました。

次に質問を変えさせていただきます。その下の健康づくり事業ですね。これについてお聞きをしたいと思います。

これでクアハウス岩滝ですね。これを利用した保健事業、介護事業というのを実施をされておりますが、クアハウス、これはドイツ語ですか、ちょっと調べたんですけど、「療養の家」ということで、日本語では健康増進施設というのが一般的なのかなというふうに思っております。クアハウス岩滝は、単純に温泉施設や娯楽施設ではなく健康増進施設であるというふうに理解をしております。保健課のほうでも、クアハウスを利用した「クアハウス岩滝運動教室」、そして

「国保健康づくり教室」「お達者クラブ」などを開催をされておりますが、平成23年度から事業委託をされたというふうにお聞きをしておるのですが、どのように変わったのか。この点についてお聞きをしたいと思います。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

保健課所管に係りますクアハウス岩滝を利用した保健事業等でございますが、議員のご発言にありましたように、一般会計から介護保険、国保会計に至るまで、各会計で運動教室を中心に実施をさせていただいております。

そこで、平成22年度におきましては、クアハウスにおいてはドルフィンの指定管理になっているわけですが、体制といたしまして、保健課の直接の事業としてクアハウスを利用させていただく形で事業を実施しておりました。平成23年度に入りまして、クアハウスとの調整によりまして、委託事業といたしまして、保健課とクアハウスとの委託契約に基づきまして事業を実施させていただいております。平成22年度、保健師がかかわりながら実施するにおきましても、やはり専門的な知識も少ない中での実施ということもありましたが、平成23年度におきましては、クアハウスの運動指導士の方中心に事業を熱心に展開していただいておりますので、専門知識とございますか、ノウハウを持って事業を進めていただいているということでございます。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2番（和田裕之） 健康運動指導士ですか、これがこの方をお願いをされておるということで、健康運動指導士というのも、人々の健康を維持、改善するために、安全かつ適切な運動プログラムを提案、指導をする専門家であるというふうに思っております。

そこで、業務委託をされたことによって費用面、この点はどのようになったのか、この点をお願いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 費用についてのお尋ねでございますが、決算ベースで申し上げますと、平成22、23年度と支出の形態が変わっているということで、その支出総額については、ほぼ同額となっております。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2番（和田裕之） 業務委託をされても、支出総額は同額になったということで理解をさせていただきました。保健師さんが3名今までされていたということが、1名で済んで、負担も少なくなつて、支出も同額でおさまったということで理解をさせていただきました。

時間がありませんので、2回目に回させていただきます。

以上で質問終わります。ありがとうございました。

議長（赤松孝一） 今のようなパターンで、ご協力お願いいたします。

大変モデル的ございました。

ここで、45分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時34分）

（再開 午前10時45分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

16番、谷口議員。

16番（谷口忠弘） それでは、一般会計の決算につきまして何点か質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

決算の審議というのは、私が思うには、当初計画していたことが適正に執行できたのかというのがまず第1点にあると思うんですね。それと、またそれがどのような効果を生み出したんだというようなことが2点目にあると思います。3点目は、それが今後継続していくかどうか、その価値があるのかどうか、そういう判断するということが3点目にあるのではないかなというぐあいに私は思っております。平たく言えば、事業評価でありますね。それが大切ではないかなと。決算に当たってはそういうぐあいに感じております。

そこで、商工観光課長にお尋ねをしたいなというぐあいに思います。私所管でないんで、ちょっと事細かく聞くことがあるかもわかりませんが、よろしくご答弁をお願ひしたいと思います。

まず最初は、ちょっと大ざっぱなことでお聞きをしたいなと思うんですけど、過去の商工費、この推移を私ちょっと見させていただきますと、平成20年、これは商工費の予算が、予算というか、決算額が約5億円です。全体の款別の中に占める割合が、構成比としては5%ぐらいありました。平成21年は5億4,000万円で、構成比は4%。このときには多少予算が多分膨らんだのではないかなと。金額が多い割に構成比が落ちておりますから。平成22年度が4億2,000万円で、構成比が3.4%。本年度の決算が約2億7,000万円で、2.4%なんですね。要するに、平成20年から見ると半分以下の予算になっておると、予算決算の執行額になっておると、そういうことであります。これ自体どういうぐあいに理解したらいいのか、まず商工観光課長にお尋ねをしたいと思ひます。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 議員ご質問のお答えですけども、平成20年度と23年度の決算の比較ということでございますね。私のほうが商工観光課参りまして今年度で3年目ということもございまして、ちょっと平成20年度からの比較といたしますか、過去との比較につきましては、申しわけございません、私のほうがしっかり把握をできておりませんので、後ほどお答をさせていただきます格好でよろしいでしょうか。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） 私は数字をちゃんと示させていただいて、平成20年度と比べたら半減以下になっておると。商工費の予算ですよ。これをどう思われるかということをお今の商工課長の現時点でのお考えというか、お気持ちを聞かせていただいたらなと思うんですけど。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 申しわけございませんでした。決算参考資料の19ページ、20ページをお開きいただきまして、歳出の商工費7番の大きな部分でございます。加悦加工場跡地用地取得事業が大きく1億4,670万5,000円ということで、大きな部分ではこちらのほうが減になっておるといふうに、大きな要因としましてはあるというふうにご認識をいたしております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） おっしゃるよう、突発的なやつはその年度年度であるんですよ、よくいろんな

やつが。ふえたりへこんだりという場面がね。それにしても、この平成20年度と比べて、この平成23年度は何でこんなに少なくなったのか、そこのお聞きをしたかったんですけども、これは端的に言いますと、私が思うには、やはりこの町の融資制度がなくなって、預託金、これの積み増しがもう全然なくなって、その額が大幅に減額していると、私はこう思っているんです。町の融資制度がなくなりましたよね。この時点から、町の商工費にかかわる予算がどんどんどんどん少なくなって、その分何も後補充せずに、補充せずという言い方悪いですけども、新しい商工振興策を何も考えずにどんどんどんどん減ってきたと。それが真実ではないかなというぐあいに思います。

この問題については、ちょっと後にも触れますけども、住宅改修制度を、これは商工観光課の所管ではないかもわかりませんが、一定の景気効果はもたらしたと、こうよく言われますけども、その後いろいろこれがどういうぐあいに波及していったんだというようなことは今調査している段階だと思うんですけども、その辺、わかればちょっとお聞かせいただきたいと思うんですけど。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

今の住宅改修助成事業につきましては、大変皆さん制度を使っていたかましまして、たくさんその工事を行っていただいたということでございます。

今、この9月補正でお認めをいただきましたように、いわゆる今議員がおっしゃいました波及効果の部分でございます。これの部分につきましては、今検討をさせていただいておるといふような状況でございます。この間アンケート調査もとらせていただきましたけれども、その中では継続してほしいというふうなご意見もたくさんいただいたというふうに思っております。そういう意味からいいますと、いわゆる今の部品だとか、あるいは雇用だとか、そういった部分につきましても一定程度ふえたというふうなご意見もいただいておりますし、そういうふうな中でいきますと、先ほども申しましたように、まだ概要しかわかりませんが、一定程度そういうふうな条件があったというふうに思っております。

しかし、このことを数制的につかみたいというふうなこともございまして、今回産業連関表というふうなものを御用いまして評価をさせていただくということでございますので、もうしばらくお待ちをいただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） その結果につきましては、興味を持って見守っていききたいなというぐあいに思っております。

副町長にちょっとお尋ねしたいんですけども、町長がおられないので。私は、今後は、行革のときにもちょっと申しましたけども、全体の予算が大変厳しくなるというのは、これはよく理解しております。しかし、この数年間、先ほど商工費の例をちょっととりましたけども、福祉政策や障害者の政策、これは十分とは言えませんが、これはかなり充実してきているのではないかなというぐあいに私は思っております。しかしながら、他方で元気なまちづくりを進める、また町に活力を与える商工業施策が少なおざりになっているのではないかなと、私はこう感じておりますけども、そここのところ副町長はどう感じておられるか、ご答弁をお願いしたい。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員のほうからは、元気なまちづくり、活力あるまちづくりに対して政策が不十分ではないかというお話だと思うんですが、確かに先ほどお話がありましたように、住宅改修は3年間、さらにそれ以前にはKYTの拡張の絡みで、相当業種は限られるというものの、町内の商工業者の方に大きな効果があったというふうに思っております。現在はそういった大きな事業は確かにないわけでありましてけれども、年々商工観光課が取り組んでおります各種の補助事業、決して大きな事業ではありませんけれども、個々の業者が利用されるであろうそういった補助事業につきましては、規制を緩和したり、あるいは補助金を上積みしたり、そういった格好で頑張っていた方には一定の対応はさせていただいておるといふふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 今お答えでは、一定の対応をさせてもらっていると、こういうお答えでしたけども、これはまたちょっと後で商工観光課長にお尋ねをしようかなということで、ちょっと後に回しますけども、こういういろんな施策がありますよね。その結果もこの後ちょっと商工観光課長にお聞きをしたいなというぐあいに思いますけど。

ちょっとそれ置いておきまして、本年は中小企業の振興基本条例が制定をされまして、その中の前文にこんなことが書いてあるんですね。「行政は中小企業の振興を町政の最重点課題と位置づけ、中小企業者の自主的な努力を基本としながらも、中小企業者が未来に挑戦できる環境づくりを進めることが必要であります」ということが前文に載ってありまして、町の責務に、「町は町民、事業者及び経済団体等と連携を図りながら、社会経済情勢の変化に対応した中小企業振興のための適切な施策を推進し、財政上の措置並びに国等との連携及び協力を務めるものとし、必要に応じて国に対して施策の充実及び改善の要請を行うものとする」と、こういうぐあいに書いてありますね。実際は、本年度の制定ですから、来年度からはどういふことが出てくるのか非常に楽しみにしているんですけども、しかし、この条例ができて、この条例は前から理念型の条例でして政策型ではないと、こういうぐあいにはおっしゃっていただいておりますけども、先ほどから言っているように、この厳しい予算額の減少を見ると、非常に具体性に乏しい。今後理念に沿った振興施策がどう進められていこうとされているのかご検討されていると思いますけども、商工観光課長にぜひその点をお尋ねしたいなというぐあいに思います。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えさせていただきます。

まず平成24年4月から中小企業振興基本条例が制定をされまして、その後、町といたしましては、商工観光課のほうで、平成22、23年度でお世話になっておりました産業振興会議の委員さんの任期が平成23年度末で切れておりまして、その後、平成24年度に入りまして、その委員さんの選定等を進めてまいりました。それで、7月の初旬、2日に第1回目の産業振興会議を開催をいたしまして、町長も申されておりましたシンポジウムを開催をして、町民の方に広く知っていただく場ということで、7月26日にシンポジウムを開催をさせていただきまして、そこで一定啓発のスタートを切ったというような状況でございます。その後、町報の広報誌ですとか、町のホームページなどでこの条例につきまして鋭意啓発を行っていただいているところでございます。

それで、産業振興会議の中でも9月中ごろに第2回を開催し、シンポジウムの結果について、また今後の取り組み方等について進めていただくというような格好で、今月も約月1回のペースで産業振興会議を行っていく進めをしております。

また、町のほうでもまちづくり本部会で、今年度、この条例につきましての少し検討をいただきました。その後、関係課等が集まって、また具体的な取り組みなんかを進めてまいりたいということで、今こちらのほうで事務を進めている状況でございますけれども、基本的に町の責務の部分では、これまでから町が発注をしております工事等の部分につきましては、これまで行っておったものを重点的にといたしますか、それを基本に明文化をしてきているという状況でございますか、あとその部分を明文化しましたものを再度といたしますか、もう少し細かくルールといたしますか、一定の整理を進めていかなければならないというふうに思っておりますけれども、今の段階として、産業振興会議の議論の中でもご検討いただく中で取り組みのほうを順次進めていきたいというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

- 16番（谷口忠弘） 産業振興というのは、口で言うのはたやすいですけど、なかなかこれ難しい課題だというぐあいと思うんですね。当然条例は、先ほど言いましたように、理念条例であっても、産業振興にはお金や政策、これがつきまとうもんだというぐあいに思います。産業振興会議、私も過去は何回か行かせていただきましたけども、ぜひ具体策を出していただいて、実行に移していただいて成果を上げていただきたいと。これは何も振興会議のメンバーが直接するという事ではないかもわかりませんが、ぜひそういう形でつなげていただきたいということをお願いをしておきたいなということです。

それと、振興政策というのはいろんな側面があると思うんですね。大きく分けて私2つあるのではないかなというぐあいに思います。一つは、現在会社なり商店を経営しておられる方についてどのような支援策を講じれば元気になってもらえるのかなというのがまず一つだと思うんですね。もう一つは、新しく事業を興そうと意欲のある方にどのような支援ができるのかと。この2点が大きなポイントだろうと思うんですね。それで一つ目の現在経営しておられる方にどのような支援ができるのかということについては、先ほどちょっと言いましたけども、このメニューの中に「雇用促進奨励事業」とか、いろいろ「企業活性化支援利子補給制度」とか、今現在の事業についての支援策が何ぽかポイントとして挙げられると思うんですけども、この辺の実施状況を、雇用促進奨励事業については、この資料の何ページかに載っておりますね。あとのこの利子補給制度ですね、これについても現在どのような形になっておるのか、課長のほうからご案内をしていただければありがたいと思います。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えをさせていただきます。

商工業者金融支援事業ということで、各種利子補給、保証料補助ということで行わせていただいております。平成23年度の実績ということで申し上げさせていただきますが、中小企業等振興金融融資利子補給金、これにつきましては10件で17万7,443円。それから不況対策融資利子補給金、これが109件で542万2,167円の補給。創業支援金融融資利子補給金、これが1件7,510円。京都府一般金融融資保証料補助金、これが44件で341万

6, 041円。京都府緊急資金融資保証料補助金、これが65件で714万5, 646円ということでございます。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） ご存じかと思うんですけども、平成24年3月末で中小企業の金融円滑化法が廃止になりますね。これ、過去2回にわたって改定をなされて、平成25年3月31日で金融円滑化法は終わると。これはまだ国会で延長になるんかどうかというのはまだ微妙なところでありますけども、現在ではそう言われておりますね。これは当時中小企業が資金繰りの問題でありますとか、住宅ローン、これの借り手の方に対して金利と元金との延長ですね、繰り延べですね、これを緩和するような条件でされたわけですけども、一般に言われているのは、この平成24年3月のなくなった時点で倒産がかなり起きるんじゃないかなというぐあいにも言われております。そういったことのないように、金融政策についてはやれば切りがないところもありますけども、ぜひ広く一般の方にも、一般の方というか、借り手側に対してもPRをしていただいて、この制度を使っていただけるようなことで、ぜひこの厳しい局面を乗り切っていただきたいというぐあいに思っております。

それと、もう一つは、新しく事業を興そうと意欲のある方、これにつきましては、この中では創業等の支援事業というのがございますけど、これ新たにこの平成23年度で創業された方というのは何件ぐらいありますか。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。

創業等支援事業の中の一つのメニューで、創業支援、事業を興された場合の平成23年度の実績ということでございますが、実は平成23年度につきましてはゼロ件でございました。

そこで、少しこの事業が合併後行われておりますので、その部分では推移をちょっとご報告をさせていただきますと、平成18年度では7件ございました。そして平成19年度も7件、そして平成20年度では4件、平成21年度で2件、平成22年度で5件という推移をしております、平成23年度ではゼロ件であったということでございます。この部分では、少し非常に創業するにはなかなか厳しい状況になっているのかなというふうにはこちらのほうも判断をさせていただいております、またニーズに合ったといいますか、この施策については、これらの施策、実は創業支援、また事業拡大、事業転換等も平成23年度では実はございませんでして、一定、平成24年度でこころの調査をしなければならないというふうには思っております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） 創業支援では、舞鶴市では、私聞きましたら、ファンドをつくっているんですね。ファンドをつくって、創業者に対して全額補助金を出すという制度でしてね。この出すときに審査会がありまして、これはもう透明性を確保するために公の方が入っていただいて、審査する人は、これは学識経験者だと思うんですけども、こういう方が審査をされるということで、ファンドをつくってそういうぐあいな支援をしているという、こういう例もあります。今現在、我が町では1,000万円に対して100万円でありますとか、100万円が30万円とか、そういう限定的なものに限っておりますね。これ、中身さえよければ全額出すと、こういう取り組みをしているところもあるんですね。それ厳しい基準が多分あるとは思いますが、例えば公共性の富ん

でいるとか、雇用の問題もありますけど、こういう施策をしているところもあります。要するに意欲度を買って、その意欲度に対して期待をするという、こういうシステムですね。これもなかなか私はいいいアイデアではないかなと。お金がどういう形で要するのかちょっとわかりませんが、こういうぐあいに、今現在あるような施策ではなかなか、ありがたいのはありがたいかもわかりませんが、なかなか飛びつくのはちょっと難しいかなと。それと、実際自分がやりたいことに対してみんなが認めていただくという、こういう透明性ですね。こういうものを確保することも非常に大事ではないかなというぐあいに思います。

それと、ちょっともう一つだけお願いしたいのは、雇用促進奨励事業ですけども、これにつきましても、1年ぽっきりで18万円の補助金が出るというシステムですけども、最近非常に高卒とか大卒でも、短期間でもう離職される方が非常に多いと聞いておりますけど、やはり少なくとも私3年ぐらいいはこの制度を、促進奨励事業を継続してあげたらどうかと、事業者に対して。毎年18万円でもなくてもいいと思うんですけど。初年度は18万円とかね。次は10万円とか、次は5万円とか。やはり3年雇用すれば、かなりの率としては長く継続していただけたということになると思うので、ぜひこのこともお願いをしたいなということをお願い申し上げまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

何かご答弁がありましたら聞かせてください。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えさせていただきます。

議員おっしゃいますとおり、そこら辺、今調査を進めておりまして、過去にさかのぼって支援をさせていただいた方が、果たしてその会社に継続して雇用をされておられて生活をされておるとかいうあたりも少し調査をさせていただいておりまして、補助につきましても、正規雇用ですとか、臨時の場合でも額を落として雇用とか、そういう部分でもちょっと平成24年度で検討をさせていただいております。

16番（谷口忠弘） よろしくお願ひします。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

10番、山添議員。

10番（山添藤真） それでは、平成23年度の決算審査について、何点か質疑を行いたいというふうに思います。

私は、先ほど谷口議員も申されたように、この決算審査というのは大きく2つの意義があるというふうに思っています。一つは、予算執行が適正になされたのかどうか。二つ目は、その成果がいかにか次年度以降の予算に反映をされているかという2点だというふうに思います。これは決算から予算編成に至るまでの一定のサイクル、制度設計にかかわる部分かというふうに思いますので、この点についても質問を行いたいというふうに思っていますので、この点については留意をいただきたいなというふうに思います。

決算参考資料の中に、主要施策の成果、概要調書というものがあり、この項目の中にはそれぞれの課が行ってこられた施策、その内容及び決算額などについての記述をなされています。この中には、成果、効果、あるいは期待される改善点などについての明記が余りされていないというふうに感じております。まず、第1点目にこの成果、効果、あるいは期待される改善点などにつ

いてどのように取り扱いをなされているのかという点。そして、2点目にはこの成果、効果、改善が期待される点について、次年度以降どのように反映をされる取り組みをなしているのか。この2点についてお伺いしておきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

決算参考資料の後ろのほうに、各所管課別の主要施策の成果概要調書を毎年お示しをさせていただいております。これにつきましては、事業の内容なり決算額なりをお示ししているもので、今議員が言われますように、これの効果ですとか、あるいは検証、そこまではなかなかここには挙げさせてはいただいております。

この件につきましては、毎年予算編成を迎える中で、各課とも次の年度の事業をどのように組み立てて、それを予算編成にどう生かしていくか、そこを考えながら毎年の予算編成に臨んでいくということですので、その中でそれぞれ各課ごとに事業の見直しや、あるいは廃止、あるいは新規、こういったものをその年々の関係者のニーズに合わせて、また予算も見ながら組み立てをしていくということですので、ここにはそこまでは書かせてはいただいておりますけれども、そういった作業は内部ではさせていただいているということでございますし、それから総合計画の審議会の中で、いわゆる3年ごとの実施計画というのを事前に立てて、それを住民の委員さん方にも見ていただいて、その中で住民の皆さんのご意見、これを検証しながら、その年度ごとの予算編成に生かしていくという形をとっておりますので、ここには書いておりませんが、そういった作業といいますか、機会は十分持ちながらさせていただいているつもりでございます。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 財政課長のご答弁の中には、内部ではこういった成果についても検証をなされており、それから予算編成にもその成果を反映をされているというようなご答弁だったかというふうに思います。前日からの決算審査における各課長のご答弁の中にも、この成果なり効果なりを述べられる、そういったシーンは多々ありました。

私はこういった成果、効果については、こういった資料の中にしっかりと明記をしていく、これがまず第一に大切なことではないのかなというふうに思っておりますが、今後こういった成果、効果については明記をされていく、そして公表をされていくというような取り組みはなされるおつもりはあるのかどうか。またはその考え方についてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。

その主要施策の概要調書につきましても、合併後こういったスタイルがいいのか、これをいろいろと検討しながら見直してきて、今のスタイルにとどめております。現在のところは、今議員がおっしゃるようなところまで書き込むというところまでは考えておりません。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） ただいま私たちが行っている審査は平成23年度の成果についての検証であったり、予算の審議です。この平成23年度の成果というのは、どのように平成24年度の予算編成について反映をなされているのか。この点についてはいかががでしょうか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） それにつきましては、先ほどお答えをさせていただきましたように、もうすぐ11月ぐらいから予算編成に入っております。そういう中で平成23年度の検証を行って、それを平成24年度でまたそれを検証を行って今実行中でございますので、それらを勘案して平成25年度の予算編成に生かしていくということでございます。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） この平成23年度の決算内容については、平成24年度、それを飛び越す形で平成25年度について、ちょっとタイムラグが生じているというふうに思うんですけども、このタイムラグについてはどのようなご見解をお持ちでしょうか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） それにつきましては、決算の審議が今の時期に行っていただくということになっておるだけのことで、タイムラグは特にないというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） この平成23年度の決算は、この今年度が始まって約5カ月たった時点でこの検査、審査を行っているわけですけども、平成23年度の決算についての審査が平成24年度の予算に反映させていくということは非常に大切だというふうに思う一方で、先ほど課長がタイムラグが生じていないというふうにおっしゃいました。なぜこのタイムラグが生じていないかと明言できるのか、その点についてはご見解をお伺いしておきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 繰り返しになりますけれども、決算は5月末で出納閉鎖を終わってから決算し、それを9月の議会でお見せしてご審議をいただくと、そしてご承認いただくという、こういうルールになっておりますので、確かに半年越えてからの決算ということでございますが、数字なりそういうものは細かく出てはきますけれども、現実には、今でいうと、平成23年度の動きがどうであったかというのはそれぞれ所管課ごとにつかんでおりますので、それを平成24年度に生かし、そして平成24年度に今やっている状況を見ながら平成25年度にどうしていくかを考えておりますので、常々動きを注視しながら考えているという点では、そこにタイムラグはないのではないかと、そういう思いで申し上げたところでございます。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） そのように私も願っているわけですけども、やはりこの時点でその決算がおりてきて審議をすると。そしてその平成23年度であれば23年度の決算を平成24年度にその予算のほうに反映をさせていくということは非常に難しいのかなというふうに個人的には感じているわけですけども、この点については、例えば平成23年度の事業を行っている間に、平成24年度に予算を反映させていくために何か、例えば中間審査みたいなものを行っていらっしゃるのか、そういった取り組みについてはされているのでしょうか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 中間審査というのをこの本会議で設けてというところまではしておりませんが、今何回も申し上げておりますように、各所管課なり、担当者なり、そういったところでは常々そういった動きを注視して、今後どうしていくかということを考えながら職務をさせてい

ただいておりますので、特にそういう機会が目に見えてないかもしれませんが、中においてはそういう気持ちで常々の業務を進めさせていただいているということでございます。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） ただいま課長が申されたように、その検証については目に見えないかもしれないというふうにおっしゃいましたが、私はこの点については、やはり目に見えるようにしていくことが大切なのかなというふうに思っておりますので、先ほど申し上げたように、この一つの予算審議から予算編成に至るその一つのサイクルの中にしっかりと組み込んだ形で評価がしっかりと予算に反映できるように、各個人の努力だけではなくて、制度上もやっていくべきなのかなというふうに思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 今のルールに従いまして予算編成方針をお示ししたり、それから毎年の常々の補正予算で明らかにさせていただいたり、今回のように決算で明らかにさせていただいたりということで、今後も継続してまいりたいと思っております。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） わかりました。そのように期待させていただきます。

次に、これはちょっとこの決算資料の中には見当たらない箇所になるかと思っておりますので、わからないことがありますので質問をさせていただきます。

常々、区長会などを通じて、住民の方から挙がってくる要望というのは、多分年々というか、年年かもしれませんが、非常にたくさんあるのかなというふうに思っております。そしてその多くは、例えば道路の補修をしたりとか、そういったある意味ハード的な事業において要望が多いというふうに思っております。この平成23年度において、住民の方々から挙がってきた要望の総数、そしてそれに対応できた件数、それぞれもし把握されていらっしゃるようであればお答えをお願いをしたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、山添議員がご質問がありました各区の要望ということです。

各区の要望につきましては、その年度の大体今の時期に次年度に向けた要望をいただくということになっております。内容につきましては、確かにもうハード事業がほとんどを占めております。要望につきましては、各課にまたがっております。出し方が関係課、例えば総務課なら総務課、建設課なら建設課に対する要望をお願いしますということで、優先順位をつけられるところもありますし、そうでないところもあります。全てハード事業が多いわけですが、ちょっと今、私その総点数が何ぼだということはちょっと今把握をしておりませんので、また後日でも報告をさせていただきますけども、そうした中で、予算の範囲内といったことがございます。それで緊急性とか、そういったものについては即座に対応せねばならないことがございます。それから、やはり時間的なやっぱり余裕をいただいてやっていかなければならないということは、やっぱりこれは予算執行上の問題もございますので、そういったことで各区には理解をいただいておりますし、また区長会でもご説明申し上げるなり、また担当レベルが各課、区長さんのところへ赴きましてご説明をさせていただいておるといったことでございます。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

今さっきおっしゃいましたように、建設課の事業というのがたくさんございます。大体450から500件ぐらいの、いわゆる維持工事も含めて、あるいは防犯灯の修繕、そういうふうなことも含めていきますとそのぐらいの数が出てくるのかなというふうに思っております。

平成21年度から各種交付金事業がございまして、一定程度その期間の部分につきましては、従来の枠よりもたくさん事業をさせていただいたというふうに思っております。ただ、それが率にして何%だというふうなことは推しはかれませんが、そうやって整備をさせていただいたというふうに思っております。平成23年度につきましても、きめ細やかな臨時交付金事業というふうなものもございまして、修繕だとか、あるいはまた維持工事の部分につきましても、そうやって住民の皆さんのご要望にお答えしてきたというふうに思っております。

したがって、従来の年度に比べますと、そういう意味ではたくさんの事業ができたのかなというふうには思っております。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 先ほど総務課長、そして建設課長がご答弁いただいたように、住民の方々から挙がってくる要望というのは各課にまたがり、それぞれあるというふうに思っております。そして建設課長がお答えいただいたように、平成23年度については450件から500件の要望、そしてその対応については各種交付金が平成23年度はよりよく配分をされたということで、その作業については例年よりは進行していると。それが現実だったというふうに私も認識を共有させていただいております。

いずれにいたしましても、住民の方々から挙がってくる要望はそれぞれでさまざまなものがあると思います。そして対応の仕方についても、それぞれさまざまというふうに思っております。この住民さんの要望について一つ一つ対応していくことはとても大切なことだというふうに思うんですけれども、一方で、それだけでは対処し切れない数の要望が、特に建設課所管の中ではあるのかなというふうに思っております。

そこでここは提案なんですけれども、そういった要望には対処しつつ、その住民の方々みずからできるような取り組みも必要になってくるのではないのかなというふうに思っております。その点でご紹介させていただきたいんですけれども、長野県に下條村という、人口が4,000人ぐらいの町があります。そこは平成4年度ぐらいから物資、そして材料については要望があったら支給をして、その村民の人たちみずからでその公共工事を少し、小さなレベルのものだと思うんですけれども、やっていたらというように聞いております。

こういった住民の方々からのニーズが非常に多い、そして町の財政なり、おりてくる交付金のことを考えてみれば、対応し切れない要望も多々あるというような状況においては、こういった住民の方々みずからできる公共工事といいますか、そういった取り組みも必要になってくるのではないのかなというふうに個人的には思っておりますが、この点についてはいかがが見解ありますでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

確かにそういうふうなことをやっておられる市町村があるというふうなことはお聞きをしてお

ります。ただ、やはり今の町道だとか、そういうことになると、やはり道路管理者以外の者がするというふうなことになってまいりますので、やはりそれなりの事務手続を踏んでいただかなければならないというふうに思っております。その辺の部分につきましては、安全面だとかいうふうなこともございますので、一定そういうふうなことができないとなかなか難しいのかなというふうには思っております。現在与謝野町でも、例えばいわゆる原材料を支給して地域の方々にやっていただいておりますというふうなこともございますので、当面はそういうふうな段階でやらせていただけたらなというふうに思っております。要望の中にもそういった部分につきましても、そうやって原材料を支給して地元のほうでやっていただくというふうなことも考えておりますので、そういった制度を今後も続けさせていただきたいというふうに思っております。

全て全部そういうふうなことにやっていこうと思いますと、やはり安全面だとか、そういったことで支障も出てくるのかなというふうに思っておりますので、その点につきましては、十分そういうふうな安全性が考慮できるのかどうかということになりますと、やはり業者さんのほうにお世話になる部分が出てくるのかなと思っておりますけれども、さっき言いました、例えばこの里道だとか、そういった部分での原材料の支給というふうなものがございますので、その点について、また地元のほうで使役をしていただくというふうなことも考えておりますので、今現在、そういうことで対応させていただいているということでございます。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） わかりました。現在もそういった資材などを提供して、それをもとにその住民さんがみずから行われている工事であったり、取り組みもあるというふうにお聞きいたしました。この点については、この本会議の中でも多々ご議論があったように、行政の財政が厳しくなっていく中で、こういった財政だけでは担えない仕事を住民の方々にお願いをしていくというような取り組みは今後さらに必要になってくるかというふうに思いますので、この観点からも非常に大切な視点なのかなというふうに思いますので、これからも継続をしていっていただきたいなというふうに思います。

次に、質問を変えていきたいというふうに思うんですけども。先ほど、和田議員のほうからも保健課長に対して各種検診の成果なりその現状について質疑があったというふうに思います。私もこの保健施策というのはこれから非常に大切になってくるのかなというふうに思っております。それは、やはり住民の方々が健康で生活をしていくためには、病気になるより、病気にならないための施策についてしっかりと整えていく。その上で住民の方々が健康であるというのが一番の理想だというふうに思っております。

それで、決算参考資料の135ページの健康づくり事業についてなんですけれども、先ほど和田議員の質問に重なる部分があるかと思っておりますので、若干ながらご質問をさせていただきたいというふうに思います。この健康相談や健康教育、リハビリ教室、訪問指導などについては、回数、実参加数、延べの参加者数など、各種データが公表をされております。この取り組みについて、この成果を生かした形で今後新たな施策を立案していこうと思っていられる部分があれば、まずその点をお伺いしたいなというふうに思うんですが。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

健康づくり事業についてお尋ねでございます。135ページ下段のほうに書いてありますように、保健師を中心に数多くの事業を行っております。健康づくりは本人の意識が大変重要であるというふうなことはもちろんですけども、そういう意識の中で継続して行っていくと。一朝一夕にはなかなか成果が出ないというふうに思っておりますので、いかに続けていくかというふうなことが大変重要ではないかというふうに思っております。そういった中で、保健師9人おるわけなんですけど、限られたスタッフの中で幅広く事業を展開させていただいております。ここ数年、事業の参加率が少ないものは、工夫をしたり、新たなといいますか、ちょっとマイナーチェンジしたりとか、そういったことでできるだけ多くの参加者が得られるように工夫をしながら今後も継続してまいりたいというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） この実参加数の中にあります数字、そして述べ参加数の中にも数字が挙げてあるわけですけども、この年齢層であったり、性別、各種見られる傾向などについてはどのように分析をなさっていますでしょうか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 年齢層についてご質問でございますが、参加者、各会計によって年齢制限と申しますか、そういったものを設けさせていただいております。一般会計の事業ではおおむね40歳からというふうな年齢制限、介護保険事業においては65歳からといった年齢区分を設けさせていただいておりますが、総じて高齢者といいますか、そういった方が事業の参加の中心ということになっております。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 各種のそれぞれの取り組みの中で、年齢制限があるものであったりという制限がある中でも、やはり高齢者の方が非常に多いのではないかなというふうなご答弁だったかというふうに思うんですけども、昨今、私たちのような若い世代についても、健康づくりについては非常に関心が高いというような各種データが出ているかと思えます。この若い人たちに対する健康づくりの事業という観点からでは、このやってこられた施策の中には対応しない部分もあるのかなというふうに思っておりますが、この若い人たち、若年層に対しての健康づくりの施策というものはどのようなものがあつたのか。もしくはどのようなものを考えていらっしゃるのか。この点についてはいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 保健課が所管しております健康づくり事業につきましては、先ほど年齢区分と申しますか、対象年齢を申し上げております。参加者の方もそういった方が中心であるということからの設定だというふうに思っております。

それで若い方について昨今の健康づくりブームと申しますか、そういったことでみずからクアハウスを利用されている方もありましょし、海岸線、または山間をウォーキングされる方もありましょし、みずからの工夫でそれぞれが健康づくりのプランを立てて実施されているというふうに承知しております。そういった中で、先ほども、繰り返しになりますけども、保健課の所管としましては、ここに記載してありますような年齢区分での保健事業を実施しているというふうなことでございます。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 若い方々に対する健康づくりの啓発というものも、これからは必要なことになっていくのかなというふうに思っておりますので、この点についても、施策なり、啓発なり行っていただきたいなというふうをお願いをしておきたいというふうに思います。

私の質疑では、主に3件について取り上げ質問をさせていただきました。まず第1は、決算から予算編成に至るまでの制度設計、もしくはサイクルの中で事業評価というものをしっかりと位置づけて、その成果については公表をしていくということが必要なのではないかという主張。そして二つ目には、住民さんから挙がってくる要望について、対応するだけではなく、住民さんみずからができるような取り組み、施策の実施。そして三つ目が、若い人たちに対する健康づくりの啓発の3点でした。

3点とも非常に大切な観点かなと個人的には思っておりますので、この点については、平成25年度の予算編成にも反映をしていただきたいというふうをお願いを申し上げて、質疑を終わります。

議長（赤松孝一） 質疑ありますか。

15番、勢旗議員。

よろしいですよ。積極的に手を挙げた方から順番です。手を挙げない人は、もう後回し。

15番（勢旗 毅） それでは、ちょっと中途半端な部分になると思いますけれども、2回目の質問をしたいと思っております。

まず税務課長にお尋ねをいたします。決算書14ページですね。それから資料の40ページ。未収入調書の不納欠損処分調書がございます。これの都市計画税についてお伺いをしたいということでございます。

というのは、今年度は2万6,344円が不納欠損と、こういう処理がされておまして、この詳細で見ますと、時効消滅が7件ということになっておりますね。

そこでお尋ねしますが、私はこの都市計画税がまだ残っているということについて非常に疑問に思っているんですよ。というのは、税は租税法律主義ですから。ところが、うちの条例にはもう都市計画税ありませんね。したがって、まだ今も残っているということが、これはこれでいいんですけどね、けど本当はおかしいのと違うかなと思うんです。どうでしょう。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 勢旗議員のご質問にお答えをしたいというふうに思います。

都市計画税につきましては、今年度、平成23年度の決算で、資料のところで2万6,344円ということで欠損処理をさせていただいております。都市計画税が新町では条例を持っておりませんので、課税は今しておりません。この滞納といいましょうか、不納欠損させてもらっておる元でございますけれども、旧岩滝町時代の都市計画条例で課税させていただいております。本来でしたら当時納税いただいて、その時点で終わっとくんが当たり前という言い方があれなんですけども、お願いしたいということになっておりますが、当時未納となっております。ただ、その旧岩滝町時代に債権としては確定しておりますので、その債権を新町となって受け継いでおまして、それを今回収させていただきます。その中で、今年度につきましては、先ほど申しました金額をやむを得ず不納欠損させていただいたというふうに認識しておりま

す。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それは課長わかるんです。今、課長答弁ありました、岩滝町でもう廃止をされて、それで新町に来たけど、新町も廃止をされて、こういうことですね。しかし、それが全く根拠がなしに課税されていることはないと思うんですよ。この課税されとる根拠、地方税法、課長お願いしたいんですけど。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） また、これは調べておいていただいたら結構です。これは根拠がないと税金をかけるということできませんから、根拠はあるんですよ。それはまた調べておいて。私は、この疑問に思っておりますのは、既に合併してから6年、平成23年にはたつんですね。ここでいわゆる時効の消滅が7件という、既に私はここで時効があるのではなしに、去年も見たら時効ですよ。ずっと時効が来ているんですけどね。もう既に時効は去年の段階で皆終わってなかったんでは、平成22年度でという気がするんですが、そこは課長どうですか。

時効、これは5年ですね。したがって、まだこれが時効がずっと続いてくるということは、時効中断がされていないと思うんですよ。しかもこれを取っているということは、納めた、それは利子をつけて今度はこっちが返すことになるんですが、そこについて課長の見解はどうでしょう。

議 長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 勢旗議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

今、消滅時効が税法上5年ということになっておりまして、旧町の方でしたら、5年経過しておるんで時効が来ておるのではないかとご質問かと思っております。その中で、消滅時効を中断させる事項がありますので、一部納付されとるとか、それから差し押さえされとるとか、交付要求しとるとかということがありますと時効自体が中断されますんで、それが残っているというふうに認識しております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 当然、私はそれぞれの課の中に時効中断がされているだろうと思うんですよ。しかし、毎年この時効でいうことで消滅がするということは、これは、私は時効中断ほんまにされとらんのではないかなという気がするんですよ。というのは、都市計画税というのは、恐らく担当課でも、これちょっと枠の外なんですよ、もう既にこんなものは、もう住民税、国保税、固定資産税、ここがもう主力でして、これは枠の外なんで、私は恐らく時効中断がされていないのではないかと。時効中断がされとったら、もっと全部これも時効で、消滅時効が出てくるということは私はないと思うんですけどね、それ課長どうです。

議 長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 勢旗議員ご質問にお答えしたいというふうに思います。

時効中断がなされていないのではないかとご質問だと思っておりますけれども、都市計画税につきましては、その旧岩滝町の固定資産税と同じ課税客体ということで、家屋なり土地なりに課税させていただいております。それらの固定資産税と同様に残つとる分については徴収をさせてもらっておりますんで、勢旗議員がおっしゃるように、中断がされていないというふうな認識はしておらんという認識です。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 結構です。ちょっと調査をいただいて、私はこの去年の決算書や今年のを見ますと、そういう措置がされていないのではないかという気がするのですが、ちょっと申し上げておきたい。

それから、せんだって井田議員さんから京都地方税機構のお話がありました。それで、その中で、私はこの地方税機構に移管してから非常に成績が上がっていると、こういうふうにしておるんですけどね。ただ、実際の状況を見てみますと、国保税の話はまた国保税のときにやりますから、これはきょうは一般論なんですけども、私はこの徴収猶予の決定が非常に遅いと思っていますんですよ。例えば、今税金を皆地方税機構に移して税金がよく集まるといのは、延滞金が14.6%かかるんですね。これでもう皆びっくりして、これはもうどうもならんということになっているんですけど、それでどうにもならん人を何とか徴収猶予にせないかんとということで、徴収猶予になりますと、これが3.8%ですからね。徴収猶予にそういう手続をお勧めしてするんですが、決定がなかなか来ないんですね。それで、最後になってはちょっとぐあいが悪いという話になる、そういうケースがあるんで、それで、私はそうなりますと、さかのぼってその14.6%がかかるということで、納税者の人が非常に辛い思いをされるということなんで、したがって、せんだってのときに、副町長が徴収猶予もありますというお話でしたけども、私は徴収猶予を、これをしていただくということは非常に難しいことだというふうにしておるんですが、そのところはどうかでしょうか。裏づけがないと、決してこれは相談に行ったぐらいではしてくれんと私は思っておりますが、課長どうですか。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 勢旗議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

今、徴収猶予の関係でございます。税法上で徴収猶予を実施する場合には、災害とかいろんな要件がありますんで、なかなかすぐに徴収猶予というふうなことは認定はされないというふうにしております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それと、この京都地方税機構のこの資料の中に、差し押さえと交付要求状況についてありますね。このことを、課長、ちょっと説明していただいけませんか。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 議員ご質問の、差し押さえ調書と交付要求ということで、委員会の資料の中で配らせていただいた分でございます。その中で、平成23年度差し押さえ件数としまして27件、差し押さえをさせていただいております。差し押さえ税額としては、2,700万円余りということで、合わせて交付要求ということで11件、要求額は500万円弱ということでさせていただいております。交付要求につきましては、滞納者の財産について、本町以外の債権の方が差し押さえ等されている場合に、それが差し押さえされて強制換価手続が開始されている場合がありますけれども、その手続に本町が参加させていただいて、税の未納の分の配当を受けるという手続でございまして、強制徴収の一つの手法ということでございます。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） これ、課長、主に国税庁とのやりとりになると思うんですが、この5月の段階、

この数字が出ているんですけど、これから後でこの交付要求をされて、実際に配当を受けられたという件数がわかっておりましたらお願いしたいんですけど。

議 長（赤松孝一） ちょっとここでお昼にします。ちょっと調べていただきますんで。

13時30分まで休憩します。

税務課長、その間によろしくをお願いします。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午後1時30分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 済みません。それでは勢旗議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

午前中の最後のところの分のまずお答えさせていただきたいというふうに思います。

交付要求に係ります平成23年度の入金ということで、こちらにつきましては、強制徴収させていただきました金額でお答えさせていただきたいと思います。強制徴収といいますのが、差し押さえ、参加差し押さえ、それから先ほどありました交付要求等ということで、合わせております。平成23年度につきましては875万9,000円ということで、入金いたしております。

それから、質問の中で徴収猶予について適切に運用されていますかということで、事務的に長いこと時間がかかっておる案件があるのではないかとということでございましたんで、それについて追加でお答えさせていただきたいと思います。一般論ということでお聞きいただきたいというふうに思いますが、この徴収猶予につきましては、その納税者の申請ということが基本になっております。それで午前中にも申しましたが、災害とか盗難の被害、それから疾病、病気ですね、これらによりまして納税が困難になったと認められるときに1年以内の猶予ができることということになっております。ただし、猶予する場合につきましては基本的には担保が必要ということになっておりまして、この担保が国債とか地方債とか、それから動産、不動産ということになりますんで、それらの価値を算定するといいましょうか、価格を算定するということになりますんで、一定時間がかかるということもございましてということで、一般論でございましてけれども、時間がかかることがあるということでご理解いただけたらというふうに思います。

あと、前半の部分で都市計画税の課税といいましょうか、につきましてはの答弁がしっかりできておりませんでしたんで、そちらについてもお答えさせていただきたいというふうに思います。お答えしてございましたように、旧岩滝町時代の都市計画税の債権ということでお答えさせていただきましたけれども、これにつきましては、地方自治法施行令第5条が一つありまして、財産、それから債権、それから公文書等、一切の行政処分を含むこれらを与謝野町が旧町から引き継いでおるといところがございまして。それが地方自治法の施行令にうたっております。もう1点は、地方税法の課税、地方税法におきましても第8条にありまして、地方税の課税権の継承というものがございまして。これにつきましては、継承市町村が消滅市町村の、この場合でいいますと、与謝野町が岩滝町の徴収に係る権利を継承する場合には、継承市町村が条例で、言うたら与謝野町ですね、与謝野町が条例で特段の定めをしない限り、消滅市町村、この場合でいいますと岩滝町に係る地方団体の徴収金の賦課徴収に関しては、消滅市町村、この場合与謝野町の条例規則、その他の定めによることとされておりますということで、これが地方税法の第8条

にございますので、以上のことから、都市計画税につきましては与謝野町のほうで徴収させていただいておるということをご理解いただきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） どうも、税務課長には昼休みに大変お忙しい目をさせましたね。8条の2はそうだと思うんです。これが一つの根拠ですから。ぜひ、しっかりとこの部分でお世話になりたい。それから、時効中断の話はありませんでしたけど、時効中断されておるだろうと、そういうふう理解をいたしまして、一つ対応を十分をお願いをしたいと思っております。

それでは、次に住民環境課長にお伺いをしたいと思っております。

この資料の中には出てこないんですけど、いわゆるバイオディーゼルの燃料についてお伺いをいたします。このことを申し上げておきましたけども、いわゆる与謝野町も早くからこの廃食油を使って、これをBDFにして、そして給食センターの自動車に使っていただく、あるいは今の清掃車に使っていただくということになって、明石にそういう給油スタンドがあるんですが、それが一体、今どうなっているのかということをね。あれは町が補正予算でつけたものですから、そこのお話をちょっとお聞かせいただけませんか。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） バイオディーゼル燃料の給油施設の関係でございます。

これにつきましては、条例のほうで与謝野町バイオディーゼル燃料給油施設条例ということで、平成21年からと思いますけれども、保管施設をつくらせていただいております。

その管理状況でございますけれども、今現在、議員おっしゃいましたように、給食センターの車に3台、あと衛生プラントの車が1台、それから平成23年度のことで申し上げますと、今の給食センター3台、衛生プラント1台、あと総務課のマイクロバス1台、計5台について利用させていただいておるということでございます。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 100%BDFの場合は、これ税金がかかりませんね。今、一体幾らでこれは町は入れておるということになっておりますか。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） BDFの単価でございます。平成23年度から変更ございませんので、この額を申し上げたいと思います。1リットル当たり110円でございます。

ちなみに、9月1日現在で、町が軽油を購入しております単価が133円ということでございます。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） この110円は、恐らく私は当初から110円だと思っているんですよ。それで、私が気になりますのは、いわゆるその132円、百三十幾らでしたね、課長おっしゃった、今、町が一般のお店屋さんで買う軽油は、それに大体32円10銭かかっているんですよ、税金が。したがって、私はもう少し安くてもいいんじゃないかという気がしておるんですけど、そういう話にはならないんでしょうかね。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 議員ご指摘のとおり、BDFを混合して使った場合は軽油引取税がかかると。

1 リットル当たり 32 円 10 銭がかかるということでございます。私ども、今申し上げた公用車 5 台につきましては、ピュアな形、言うたら 100% BDF で給油しておりますので、当然軽油引取税がかからない。そうしてくると、その辺は税がない形で納入されるべきではないかというふうなご指摘は当然のことかなというふうに思っておりますので、その点では、契約といいますか、相手がございます関係もありますので、その点では交渉の余地は十分にあるということの中で考えさせていただかんのかなというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） ただ、どちらにしても、町のためにかんりの部分をお世話になっておる方だと思っておりますので、一定の理解はするんですが、やはり私は今のその相場ともある程度連動するということは必要なんで、ぜひその部分については、今後課長のほうで検討をしておいてほしいと思うんですが。

それと、次に資料の 119 ページに加悦の最終処分場の数字が出ております。いわゆる埋め立て量ですね。この 626 トンの内訳を、課長お願いできませんか。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 内訳といいますと、こういうふうな区分でよろしいんでしょうか。不燃物につきまして、収集されたものが 159 トンで、全て「トン」で申し上げます。あと、直接搬入されたものが 132 トン。あと、一斉清掃で直接搬入されたものが 50 トン。あと、これは宮津の清掃工場のほうからの焼却残渣、これが 213 トン。あと、不法投棄で 29 トン。あと、その他ということで 43 トンですか。トン当たりで申し上げましたので、多少端数は合わないところがあるかもしれません。よろしくお願ひします。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これ、課長に申し上げてもしょうがないんですけどね。私は以前にも申し上げましたが、焼却残渣が、こんな量が本当なんかなと私は思っているんですよ、ほんまに。与謝野町の分がどういう割合で来とるかわかりませんが、この中で、今課長がおっしゃった中で、収集が 1 年間かけて 159 トンですよ。そして直接搬入が 132 トン。焼却残渣が 213 トン。私はそここのところがどうにも理解ができませんけどもね。これは課長に申し上げてもしょうがないんで、一つこれは今後の中で、新しい焼却場も含めて、こんな、言うたら私のところが今入れた、搬入したのに、何割かが残渣として戻ってくるような施設では、私も話にならんと思っておりますので、ぜひとも一つお願ひをそここのところはしたいと思っておりますが。

もう 1 点、これは以前にもお聞きしましたが、山土は平成 23 年度幾ら入っておりますか。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） これも加悦の最終処分場ということでよろしいですね。340 トンでございます。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 課長、加悦の最終処分場も大分埋まってきました。以前課長からお伺いしておりますのは、ことしを調査してどのぐらいが入っているかなというのを調査して、また掘り返してあそこを使っていくと、こういうお話だったような気がするんですけども。調査ですね、一体どれだけ埋まっているという調査をするだというふうにお聞きしたんですが、後を埋めるだけな

ら、今何ぼスペースがあるかなという調査でいいと思うんですけど、そのその調査のことはどうなっています、その後。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 平成24年度の予算の中で、最終処分場の残容量を調べるということでございます。その予定でおりますが、今現在、野田川の最終処分場の工事のほうがちよっと、もうそろそろできるというふうなことにはなっておりますけれども、そちらが一段落してからということですが、雪が降らないうちということになるかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、ちょっと後先になって申しわけないんですが、教育委員会にお尋ねをしたいと思っております。

公民館活動を教育委員会が非常に力を入れていただいておりますということで、徐々にではありますけれども、それぞれの地域でもこの公民館活動が定着をして、一定の評価ができるようになったのではないかとこのように思っておりますが、そのところはどのような認識ですか。公民館活動について。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

おかげさまで、公民館活動、それぞれの地区公民館のほうでご理解いただきまして、1館除いて、全てのところで委託事業を展開させていただいております。それぞれの館で工夫されまして活動していただいておりますことにつきましては、敬意を表しとる次第でございます。

私ども、以前から申し上げておるように、公民館を地域のコミュニティーづくりの拠点として、それに見合った活動を展開してもらえば非常にありがたいと、そのように思っております。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） その公民館活動の中で、それぞれ公民館で必修の事業としてこれはやってほしいと言われておりますのがありますね。その中に、いわゆる人権問題というのが、人権学習があると思っておりますけれども、これにつきましては、どこもかなり苦勞をされているという認識をしているんですが、例えば国会の論議を聞いておきますと、人権問題の最たるものは、今刑務所の中での人権の問題。それから検察庁でも取り調べ段階での問題が、一番の人権では、今、国会では問題になっている。こういうふうに認識してあるんですが、この人権学習の到達点というのは、どこに求められているもんかなど。このところをお願いします。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。それは人権学習のその到達点と申しますと、これはもう全ての人々のその人権がやはり尊重される、そういう社会、世界ができることだと、そういうことになります。しかしながら、現実から考えてみますと、そう一挙にそれはできることではありません。そのために、いろいろな形で人権の侵害されている例とか、そうしたものを一つずつ話題にしながら、人権が真に尊重される、そういう社会を目指していくのが人権の到達点だと私自身は思っております。

したがって、議員先ほど言いましたように、公民館の委託事業には、必須として3つお願

いしとるわけです。そのうちの 하나가人権ということです。本来スタートしましたのは、やはり当時一番大きな問題につきましては、これは部落差別の問題でございますので、そのやはり啓発、そして差別解消ということが大きな狙いであったことも事実でございます。現在もそれはやはり重要な姿勢だと、そのように思っております。しかし、議員先ほど言いましたように、人権が侵害されているということは、いろいろなところであるわけですね。男女の共同参画と言わなければならないというのは、裏返せば男女差別があるという、そういうことになりますので、それぞれの人権が侵害されていますそうした事例をいろいろ工夫していただきながら取り組んでいただければ結構かと思っておりますし、それらについての教育委員会としての支援も十分できると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは時間がなくなりました。あと、企画財政課長に1点お尋ねをしておきたいと思っております。

この地域公共交通会議ですね。これが組織をされまして、今のひまわり号ですか、これのいろいろとお世話になっているわけですが、私のほうも昨年度それなりの人を派遣をしておったんですが、どうもこの会議では、利用者の立場から発言できる雰囲気がないなど、こういうことで、ぜひ差しかえてほしいということだったんですが、私は、もう第一に、その利用者の意見はやはり積極的に聞くように、この会議の中で、もう顔ぶれ見ますと、なるほど言いにくいなど私は思ったんですが、そういうふうな配慮をお願ひをしたいと思うんで、それはどうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

与謝野町地域公共交通会議というのを設置をいたしております。これにつきましては、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等による旅客運送の確保と、その利用の増進を図り、地域の実情に即した運輸サービスの実現に即していくと、こういったことが目的ということでございます。

これにつきましては、まず地域の住民の方々、それから交通事業者、これにはバス会社等も加わります。あと京都府などの道路管理者、それから警察、それから町行政というような形でメンバーを構成しております、確かに地域住民の皆さんにも、区長さんをはじめ、障害者福祉会、あるいは民生児童委員協議会、あるいは老人クラブ、こういったところからもご参画をいただいているということでございます。会議の雰囲気として非常に話しにくいということがあるのかもしれませんが、そんな遠慮なさらずに、どんどん地域の意見は出していただければむしろありがたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、課長にもう1点これに関連しましてね。このプロジェクトチームが設置されておりますね。これは去年、平成23年度では、このプロジェクトチームというのは会議は持たれましたか、持たれなかったか。そのところ。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） プロジェクトチームというのは、私はちょっと認識をしておらないんですけど、どのようなご趣旨かがちょっとわかりませんので、答弁ができません。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） これは公共交通と違うんかわかりませんが、与謝野町地域交通対策プロジェクトチーム設置要綱というのございますよ、これは。これはもう地域振興課長が皆入って、これは浪江課長の所管ではありませんか。総務課長の所管ですか。

あるんですから、これは積極的に生かしてほしいと、これお願いしておきます。

それから、もう1点、このバスのことで、去年、実は、これ申し上げたかもわかりませんが、ある停留所が突然なくなりまして、バスが運行しないところがございましたね。こういうことがあっては非常に困るということなので、ぜひ地元の区長さんやそういう関係者と十分連携をしてやっていただきたい。これ場所を言いますと、有熊なんですよ。有熊、バスが行かんようになった。突然に。何にも、予告も何にもなしに。それは、町のほうは利用者がいないという判断だと思いますけど、そういうことでは私はぐあいが悪いと思うんですよ。ぜひとも、その辺も次の会議の中では十分説明をしながら、そういうことがあったなということで私は謝罪をしていただきたいなど、こう思っております。ちょっと時間があります。どうぞ。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

突然停留所がなくなったというご指摘なんですけど、有熊ということなんですけど、ちょっと私の記憶では、有熊は変更した記憶がないもんですから、ちょっとよくよく調べさせていただきますが、どちらにしても恐らく周知不足だったのかなということでございます。ほかにも停留所をニーズに合わせて動かしているところがございます。これらも周知はしているつもりなんですけれども、行き届いていないということだと思いますので、気をつけたいと思います。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それは課長、地元の方は乗られなかったんですけど、そこへ来られる方があったんですよ。親元で。ある日突然バスがなくなっていたということで、一つよろしく申し上げます。

それではもう1点だけ申し上げます。保健課長に申し上げます。

この間、私も行かせてもらいましたし、住民健診、大変な成果といいますか、努力が実って大勢の方が来てもらったなと思ったんですけど、あのこの中で要精検の人というのは何%ぐらいあるんでしょう。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 平成24年度、ただいま実施中ですが、まだ届いておりません。健診結果、全てまだ届いておりませんが、平成23年度の数字について、ちょっと現在資料を持ち合わせておりませんので、後で報告させていただきます。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それは後で結構ですが、それと、これ与謝野町ではないんですけど、ことしの健診で、胃がん検診を受けられてバリウムを飲まれた方で、大変な事故が起きたところがございました。それで私はこのことについて全国的に見てみますと、やっぱり事故はあるんですね。今までのところ、そういった事故は多分なかったと思っておりますけど、そのことだけお願いします。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） バリウムにおけます事故というのは聞いておりません。ただ、ご本人の判断によって、バリウムはもうかなんわと言われる方で、最初から胃カメラをとという検診、人間ドックとかほかの手段での胃カメラをとかいうこともございますし、高齢の方でバリウムをとというご希望の方もおられたんですが、なかなかその後の処理もしんどいということから、また別の方法をとという進言をさせていただいたような例はございますけども、受診されたことによる事故というのは聞いておりません。

1 5 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員、今言われたプロジェクト何だかというの、もう一遍発表お願いしますわ。あやふやだったんで、答弁が。

1 5 番（勢旗 毅） そうですか。

議 長（赤松孝一） 正式名称を。

1 5 番（勢旗 毅） 与謝野町地域交通対策プロジェクトチーム設置要綱、「住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現を推進するため、町内に与謝野町地域交通対策プロジェクトチームを置く」と。こういうことで、これは平成19年5月1日訓令第3号でございます。それぞれ地域振興課の課長さんや、福祉課長さんや、商工観光課長さんや、教育総務課長さんですか、いうことがリーダーとなっておりますので、ぜひとも一つこういうものを生かしていただくと。つくっていただくんはいいんですけども、十分このことが生きていないと、これは効果が上がりませんので、よろしく願いをしておきたいと思えます。

議 長（赤松孝一） よくわかりました。

ここで、午前中の今田議員の質問に対しまして、企画財政課長のほうから報告がございますので、お願いいたします。

浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 申しわけございませんが、1点、今田議員の午前中のご質問につきまして、1点訂正をさせていただきます。

午前中、今田議員のほうから質問がございました、実質収支額及びその率についてのお尋ねがありました中で、議員のほうから3%ないし5%が予算に比して正常値だとされているがというご質問の中で、私のほうからお答えさせていただきました中で、予算総額に対する実質収支額で答弁させていただいたかと思えます。予算総額は120億円だから、その3%なら云々というふうに申し上げたと思えますが、実質収支比率は、分母が予算総額ではなくて標準財政規模ということでございますので、当町ではこれに臨時財政対策債も足して指標は算出しますので、足し算しますと、約75億円が分母になりまして、分子に普通会計という実質収支額が来るということでございます。

要約しますと、分母が予算総額というふうに申し上げましたが、標準財政規模ということの誤りでございましたので、ご訂正をさせていただきます。なお、そうした形で当町の実質収支比率を計算いたしますと、1.9%になるということでございます。

以上、訂正をさせていただきます。

議 長（赤松孝一） それからもう1点、山添議員の午前中の質問に対しまして、総務課長より報告が

ございます。

奥野総務課長。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 山添議員のご質問にありました各区からの要望の件数です。全24区からいただいております。全課に対するものでございますけども、合計が824件ということでございます。

議長（赤松孝一） それでは、質疑はありませんか。

6番、宮崎議員。

6番（宮崎有平） それでは、平成23年度の一般会計決算認定について質問をいたします。

決算参考資料99ページにあります18番の消防団活動運営事業という点でございます。消防団員報酬の団員数が360人になっておりますが、条例定数は383人でありますので、平成23年度は23人の欠員が生じております。また、総務常任委員会資料によりますと、平成24年4月1日現在の実員が348人になっておりまして、この時点では欠員が35人とふえております。これは退団された人数より入団された人数が少なかったというふうに認識はしております。これは住民の生命と財産を守るために幾ら消防車、機材、その他の装備の充実をしても、消防団員が不足しては、防火、防災活動に支障が来すと思っておりますが、現在でも35人の欠員のままになっているのかお聞きします。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ただいま4月1日現在の欠員数が35人ということでございますけども、現在のところこの35人というふうに認識しております。

議長（赤松孝一） 宮崎議員。

6番（宮崎有平） わかりました。35人の欠員のままということのようでございます。

これは何が原因があるのでしょうか。団員の補充ができないのは、若い人がいないのでしょうか。それとも、人はいるけど入っていただけないのでしょうか。地域によってもいろんな事情があるとは思いますが、町としてはどのような理由があるかと考えておられますか。また、その対策はどのようにとられているのかお聞きします。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 消防団の団員数については35人という、今不足を来しております。総務常任委員会等々でも申し上げておりますけども、特に野田川方面隊が不足しているといったことございます。そういう現況にあるということでございます。

消防団の、今若い者がいないのかなということもございますけども、若い方が野田川地域についてもおられます。そうした中で、なかなか入団に対するご理解がいただけないということもございますし、それから、まず第1点は、最近では町内にある事業所にお勤めになる方が少なくなっているといったことございます。これはいわゆる近隣の福知山市、それから京丹後市、宮津市等々へお勤めになって、やはりそういった中で、入りたいけどもなかなか団活動が十分にできないといったことや、仕事が遅くなるといったことで、いわゆる職住が遠くなっているといったことも大きな要因でございます。そうした中で、どうしても団員の皆さんは精力的に団員の募集に当たっていただいたり、それから国もお願いしたりしている中で、どうしてもその大きな原因の突破口を開けないということがございます。

そうした中でも、今後につきましてもそういった仕事の面でということになると、なかなか厳しい面がございます。それから、もう1点はやっぱり若年層が少なくなっている、以前に比べましたらやっぱり若い層の方が少なくなっているという、これはもう事実がございます。そうした中で、団員確保につきましては、なかなか課題の突破口の解決策というのがいろいろ団員との話し合いの中でも見つからないんですけども、引き続き、これは大きな課題でございますので、何とかその課題の突破口も見つけていきたいというように考えております。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 大変若年層が減っていることもあるというようなことでございましたけども、その一つとして、おとしからですかね、「支援隊」というのが設けられるようになりましたけども、今は岩滝第1分団3人と岩滝第4分団3人に支援隊というものが設置されて活用されていると思うんですけども、これは団員不足の現状を解決するには少しは効果があるというふうには私は思っておりますけども、現在どのような活動をされておられるのか。またその効果はどのようなものになっておられるのか、考えておられるのか、ちょっとお聞きします。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、消防支援隊のお話がありました。訓練のときにも分団に参加をしていただいたりしておりますけども、要するに火災時に大変ご協力をいただくということですけども、あくまでも支援隊ということでございまして、消防車を動かすとか、そういったことまではしていただくということになっておりません。いわゆる補足的な業務に当たっていただくということでございます。

今、宮崎議員がおっしゃいましたように、団員の減数が進むということもございますけども、団としましては、できるだけ支援隊に頼らないで団員数をふやしていくというかたい方針と決意を持っておられます。そうした中で、今の支援隊とのミックスといいますか、やはり欠けるとこには支援隊にもお世話になってという、そういう柔軟な姿勢で臨んでいっているということでございます。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） できる限り団員数をふやしていくという方向で考えておられるということだと思いますが、今後はその見込みというのはあるんですか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 支援隊につきましては、消防団と話をしております。第一義的には、消防団の考え方に任しております。したがって、例えば何とか分団がやはり消防支援隊が必要でやっぱりお願いしていこうといったことになりましたら、また協力者を募っていきたいというように考えておりますけども、とにかく団の意思をまず第一に考えて取り組んでおります。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 消防団に入団されにくい状況なのかどうかちょっとよくわからないんですけども、入る人が減っていることも事実だろうと思うんですね。若年層が減ってきておることであっても、人がいないわけではないので、消防団にしても、ほかの地区の役員だとか行事等にしても、地区の行事にしてもなかなか参加者がふえない。住民の公共性の高いことへの協力が低下しているように私は思うんですけども、これは教育にも関係していると思うんですが、地域への

協力をどのように学校で教育されているのか、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。

学校は地域の中にあるわけでございます。したがって、学校のほうといたしましては、やはり地域と連携した教育を推進するというそういう方針のもとで、それぞれいろいろな形で地域の方々にお世話になって教育活動を推進しているところでございます。そして、また学校も地域に貢献していくということ、それが大切だと思っております。したがって、それらにつきましても学校のほうにも指導をしているところでございます。以上でございます。

議長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 学校側でもそういった取り組みもしていただいておりますというふうにはわかりましたけれども、それと、これちょっと確かではないんで、今ふと思ったことなんですけど、3月議会だったと思うんですが、勢旗議員が言っておられました消防団協力事業所表示制度の件ですが、これも、この制度も団員確保の方法の一つとして有効ではないかと思えるんですが、そのときの町長の答弁は「検討する」と言われておられたように思うんですけども、どのように検討されたのかお聞かせください。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 消防団の協力表示制度の問題でございます。これにつきましては、今うちのほうで研究をいたしております。これはあれなんですけども、消防団の協力事業所に対する単なる表示制度というふうな、こういうプレートを上げるというだけで、それだけで済みますのかというようにございます。よその例につきましても、いろんなその事業所にとっての恩典と申しますか、その考え方はいろいろあるんですけども、そういった制度とのそういったこととも含めていないと、なかなか事業所の支援にはならないのではないかというこの課題がございます。

したがって、事業所からお世話になっております消防団員さんがおられるといったことにつきましても表示制度、いわゆる事務所に掲げてもらって、その事務所に掲げていただくということは何かというと、そこに勤めておられる方にやっぱり消防団員さんへの理解を深めていただくと。きょうは早う帰らないかなということが社内であったりする。やはり、うちとしては消防団への協力事業所としての位置づけがあるといったことで、雇い主さんから従業員に理解を求めると、そういった面での効果はあるというふうにご考えておまして、今、総務課では検討をいたしておるところでございます。

議長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） この消防団協力事業表示制度には優遇措置がありまして、消防団活動に協力している事業所等を事業税減税などにより支援する制度であります。京都府では、発注事業の入札や府税の優遇措置も検討しておることであり、まだ決定はしていないようです。しかし、導入している市町村が12市町でありますので、全市町村に制度が整わなければ公平性が保てないとのことで、優遇措置はなされておられません。京都府では12市町しか導入されておられません。ぜひとも我が町も、与謝野町も優遇措置もとりながら、この消防団協力事業表示制度を取り入れていただきたいというふうに思っております。もしあれでしたら、与謝野町単独だけでも優遇措置をすることも含めて、この制度を導入するお考えはありませんか。先ほど検討中だとい

うことはおっしゃったんですが。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ただいま宮崎議員がおっしゃいましたとおりです。いわゆる先ほど私が課題と申し上げました恩典、言うたらメリットですね、いわゆるよそでは税の軽減をしているとか、そういったところはちょっと課題になってまいります。そうしたことを含めまして検討をさせていただいておるといふことで、先ほど答弁をさせていただきました。

議長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） わかりました。消防団員さんがだんだん減っていくということには、大変私も危惧をしております、何とか普通のといひますか、通常の決められた消防活動ができるような状態に持って行っていただきたいということも含めて、この消防団の全体の、今現在あります分団等を含めて編成するという、編成がえといひますか、考え直すというようなことは考えておられないでしょうか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） この件につきましては、編成がえということでございますね。これはご承知のとおり、それぞれの分団において、それぞれの分団の強い責任感の中で分団をされております。これらの件につきましては、今のところは、はっきり申し上げまして編成のことについては消防委員会と、それから団の中からも正式には出ておりません。

議長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） わかりました。大変難しい話だろうと思っておりますので、この件については終わらせていただきたいと思ひます。

それから、決算参考資料101ページの防災訓練事業についてお聞きいたします。

与謝野町の防災訓練に、この3月に自衛隊が参加してございましたけども、この参加するということは、平成23年防災訓練がはじめてであったと思ひますが、岩滝地域だけには自衛隊の参加によって大変緊張感もあり、物珍しいことも伴って、多くの町民が参加されてございました。今までの訓練より町民の防災意識は高くなったと思ひますし、実のある訓練ができたんじゃないかと思ひえるんですけども、次回も自衛隊の参加はあるのでしょうか。また、どのような形で自衛隊の参加を考えておられるのかお聞きします。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 防災訓練のご質問でございます。平成24年度につきましては、まだ計画を練っているところでございます。ただ言えますのは、引き続き自衛隊につきましては、昨年は炊き出し訓練ということでご協力をいただきました。自衛隊につきましては、来年度も引き続き、その内容はまた自衛隊と協議するにいたしましても、引き続き求めていくつもりでございます。

議長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） わかりました。来年度も自衛隊には参加して防災訓練を行いたいというような気持ちでおられるということをご理解させていただきました。いろいろな方法がまだ、自衛隊さんと一緒になって防災訓練する方法はようけあると思ひます。今後自衛隊さんとそういう仲がよくなれば、いざというときにもすぐに来ていただけるような感じがしとるわけでございますので、ぜひともこれはやっていただきたいと思ひます。

以上で質問終わります。

議長（赤松孝一） 次に質疑ございませんか。

5番、塩見議員。

5番（塩見 晋） それでは、平成23年度決算認定の質問に入ります前に、議長にちょっと許可をいただきたいと思いますが。直接、事業や決算に関係ないんですが、町の指定金融機関の検査いうことについて担当課にお尋ねをしたいというふうに思うんですが、よろしいでしょうか。

議長（赤松孝一） どうぞ。

5番（塩見 晋） はい。

与謝野町は、指定金融機関として京都銀行を指定しております。また、指定代理金融機関として京都北都信用金庫と京都農業協同組合を指定して、日々の公金の収納と支払いの事務を取り扱わせております。

そこで、地方自治法施行令というのがありまして、ここに指定金融機関等の検査という項目があります。ちょっと読んでみますと、第168条の4、「会計管理者は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関について、定期及び臨時に公金の収納または支払いの事務及び公金の預金の状況を検査しなければならない」と、このようになっております。その中の2では、「会計管理者は、前項の検査をしたときは、その結果に基づき、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる」となっております。また3番目に、「監査委員は、第1項の検査の結果について会計管理者に対して報告を求めることができる」と、こうなっております。

そこで、私は7月の下旬というか、本当にもう月末ごろだったと思うんですが、会計室へ行きまして、この検査のことを尋ねてみました。そのときの担当者の室長さんの話では、調査をして、後日報告をさせてもらうということでしたので、この場をかりてその報告がいただければなというふうに思いますので、よろしく願います。

議長（赤松孝一） 飯澤会計室長。

会計室長（飯澤嘉代子） 塩見議員からのご質問にお答えいたします。

ただいまありました指定金融機関、つけ加えさせていただきますと、当町の指定金融機関等には指定金融機関と、それから指定代理金融機関は今ご質問の中にごございました。これに加えまして、収納代理金融機関としまして株式会社ゆうちょ銀行を加え、当町の指定金融機関等には4つの金融機関がございます。

ただいまありましたこの地方自治法168条4で行わなければならないと定めております検査につきまして、与謝野町では合併から今日まで行っておりませんでしたことをご報告しなければなりません。今回、塩見議員からご確認をいただきますまで、この検査が行うことができるという認識はございましたが、行わなくてはならないという認識が欠けておりました。会計管理者としまして、勉強不足、認識不足でありましたことをまずはおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

これからのことでございますが、行わなければならない検査ということがわかりましたので、実施のための調査と準備を進めているところでございます。近隣の自治体に実施例をお伺いして

おるところでございまして、自治法のほうには検査の詳細なことまではうたってございませんので、定期と言われております期間をどれだけに定めるか、どういった項目を検査項目とし、どういった書類を検査対象とするか、それから最後に申しましたゆうちょ銀行についてどういった検査を実施できるかといったあたりにつきまして、今後監査委員にもご相談しながら具体的に決めてまいりたいと考えております。時期につきましては、金融機関のほうにまだ調整がしてございませんので具体的な時期は申せませんが、できますれば本年度内に第1回目の検査を実施したいと考えております。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。何らかの事務上、事務的な事務上落ちとったのかなというふうに思うわけですが、何もなかったんで、きょうまで、よかったなというふうに思うんですが、かといって、やっぱり法律で決められていることで、これができていなかったということは、やっぱりほっといてええ問題ではないと思います。定期というのがどのぐらいの期間か、8年だ言われたらまだその期間は来とらんわけですし、それから先ほどおっしゃいましたけども、大体それでも法律で言う定期というのは会計年度内に1回というような感じじゃないかなというふうに私は認識しているんですが、こういうことがあったということについて、事務方のトップの副町長はどのように思われますか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今、塩見議員のご指摘の件についてでございます。

先々月、ちょっと時期は定かじゃないんですが、会計室長からそういった報告を受けました。私自身も地方自治法のそういった規定があるということは全然認識をいたしておりませんでした。近隣の市の中にはそういった指定金融機関等へ検査に行っておられる市もあるということも会計室長から聞きましたので、そういった先行事例、先進事例を参考に、先ほど会計室長が申し上げましたように、監査委員さんともまたご相談をさせていただきながら、どういった方法でやるのがいいのか今後詰めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、私自身もそういった認識がございませんでした。大変申しわけないことだと思っております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 先ほど今年度内に第1回目の検査はやれるように、これからいろいろと調査を進めていくということでした。

代表監査委員さんには何も責任がないんですが、こういうことについてどのような感想を持たれたか、一言お聞かせ願えればと思いますが。

議 長（赤松孝一） 足立代表監査委員。

代表監査委員（足立正人） お答えいたします。

私、現在監査委員の重責を仰せつかっておりますが、旧町時代には行政マンでありました。その期間も含め、ただいま会計室長なり副町長が答弁したわけですが、同じ感覚でありまして、旧野田川町の行政において、指定金融機関の検査を定期的に実施しなければならないという認識は実はいたしておりませんでした。それに加えて、第3項に、「監査委員はその状況を、これをチェックすることができる」というような、これはできるという、今話を聞かせていただいたわけ

ですが、それも含めて認識を改めさせていただきたいというように考えております。

今後、町のほうと連携を十分密にいたしまして、定期的に法令にのっとった指定金融機関への検査ができるように改善をさせていただけたらというように考えております。あしからずご了解願いたいと思います。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 法令遵守の部分も含めて、ぜひ今後についての間違いのない対応をお願いしたいと思います。

質問を変えます。資料の122ページです。与謝野町地域福祉空間整備事業、事業費が3,582万5,000円ですか、このいわゆる昨年の9月定例会だったと思いますが、総額で1,200万円の補正が出ました。がらくたいうんですか、産業廃棄物というんですか、残渣が多く残っていたということで、そのときに補正予算を通したときには附帯決議もついた議案でありました。このときの整備の契約の一覧表を委員会でもいただきましたが、造成工事、当初の予算額とそれから決算額が知りたい。

あわせて、当初の財源と途中でふえた府の支出金とか寄附金とかがありましたが、要するに、最初はこのぐらいでできるだろうと予定をしていたけれども、最終的にこっだけ整備にかかったと。その部分について予定はしていなかったけども、幾ばくかの寄附とか府の支出金があったと。そういう部分がわかりやすく理解できるように、説明をお願いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ご質問の与謝野町地域福祉空間整備事業の地域共生型施設整備に係るご質問にお答えしたいというように思います。

本来でしたら、平成22年度中にこれは工事が終わるということで、何も出てこなければ平成23年3月の終わりには、もうこれについては全て片がついておったわけで、平成23年度の事業をやっていかなければならないといいますが、中の電柱移転でありますとか、光ファイバーケーブルの移転でありますとか、金額にいたしまして100万円程度の事業で済んだということでございます。しかし、これが今決算資料のどこを見ていただきますと、122ページのこの事業費の内訳を見ていただきますと、この地域共生型施設整備の造成にかかる費用というのが2,546万4,000円でございます。これが、このうち100万円程度は実際埋設物がなくても実施していかなければなりませんけれども、実際2,400万円程度というのが、もう全くこの埋設物の撤去としての工費ということでございます。

その財源内訳をここの資料で見えていただきますと、未来戦略一括交付金というのが1,272万8,000円でございます。それと合併特例債が1,010万円、それからこの以前持っておられた丹工さんのほうからの寄附金が300万円ということでございますので、実際2,546万4,000円から今申し上げました財源を引きますと、実際には黒字といいたまうか、かかった費用よりも収入のほうがたくさんございます。そういったことになっておりますけれども、これは、合併特例債はご承知のとおり発行させていただいた70%については、これは交付税で返ってきますけれども、あとの30%相当分については単費ということでございますので、そういったことでその後の償還分を見ますと、これが先ほど言いましたように黒字になっているということにはなっておりませんので、それを含めると、将来的なことの合併特例債の

単費分、30%交付税算入以外の分を考えますと、平成23年度事業の中では、大体単費として160万円程度の町のほうの持ち出しが要ったということです。2,500万円から100万円引いた2,400万円当たりの事業に対しまして、160万円ほどのこれは持ち出しが要ったと、このように分析をいたしております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） わかりました。最終的には160万円ほどの負担増ということですが、繰り返しの話になりますが、そのときにやはり議員が指摘のあったちゃんとした調査をしておけば、要らんことの時間と、それからお金と大騒ぎをしなくて済んだなということを思っております。そういう部分で、やはりそのときに真摯な対応を行政のほうでしておいてほしかったなというように私は思いますが、この点、副町長いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、福祉課長が申し上げましたように、最終的には京都府の格別のご配慮もいただきました。それから丹工さんのご理解も得る中で、町の直接の持ち出しは160万円ほどでおさまったんですが、この問題は私もいろいろと議会の中で答弁はさせていただきましたけれども、あの結果を見る限りにおいて、議員の皆さんからもいろいろな心配のお声もいただきました。まさかそんなことはないだろうと思いつつも、もう少し慎重な配慮が必要だったのかなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 建設工事のほうも着々と進んでいるようで、たくさんの待機者がおられるのが、完成の暁には多くの方が入られて、4つの施設がうまいこと働きながらやっていただけるということを期待をしておるわけで、もう少し工事の進捗も必要かというように思っておりますので、それを期待しながら見ておきたいというように思っております。

それでは、次に資料のP111ページですね。ひまわりバスです。先ほど勢旗議員も少し話されましたが、違う角度からちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

平成21年3月16日より運行を開始して、3年間の実証運行を済まして、平成23年度から本格運行になったということですが、本格運行の1年目の決算の状況を、担当の企画財政かなと思うんですが、どのように考えておられるかお尋ねしたいと思います。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

決算参考資料の111ページに町営バスの運行事業を挙げさせていただいております。この平成23年度から24年度になって、3月17日から本格運行ということでございますので、いわゆる平成24年度が本格運行の1年目ということですが、平成23年度の経過を振り返りまして申し上げますと、この財源内訳にも書いてございますように、バスにお乗りいただいた料金は95万7,000円でございます。それに対して事業費全体は990万5,000円は使っているということでございますので、差し引き894万8,000円、一般財源で持ち出しをして運行をさせていただいているというものでございます。

これにつきましては、丹後海陸交通さんのほうに運行委託を行いましてお世話になっているわけですが、運行いたしました以降いろいろと、先ほどもございましたが、停留所の位置

ですとか、運行のルートなんかも改善に改善を繰り返して現在に至っております。現状平成24年度で運行させていただいております内容が、この赤字は出すわけですけれども、その分移動手段のない方々にご利用いただいているということですので、赤字はやむを得ないとして、地域の皆さんの足として十分活用していただいているんじゃないかというふうに思っております。これからも必要に応じて改善をしながら、この町営バスの運行を続けていきたいというふうに思っております。

この業務欄に書いておりますように、利用者数については3期、4期ございますが、合計して1年間で5,267人ご利用をいただいております。大体平均乗車人数が、1便当たり2.97人ということでございますので、大体3人平均乗っていただいているというような状況が続いているということでございます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 実証事件が、平成24年度が1年目だということで間違えておりました。

今、説明をもらったんですが、実は、赤字は仕方ないとしても、もう少し利用してもらえような方策が必要でないかなというように思うんですが、先ほどおっしゃったその収入と利用者数ですね、事業費を利用者数で割ると、1人当たり1,826円という計算が私ではできたんですが、利用料を利用者数で割ると181円ぐらいになりまして、要するに10%ぐらいしか利用料というんですか、いわゆる受益者の負担がないということですね。なかなか町の中では「空気を運んどる」とかというような声もよく聞かれます。先ほど2.97人という乗車率もそれをあらわしているんだろうというように思うわけですが、じゃあこれをどういうふうにして乗車数をふやしていくかということ、なかなか妙案はないと思うんですが、今までに路線を変えたり、停車所を変えたり、いろいろと試行錯誤、この3年間してこられたと思うんですが、今後についてこの利用者増というのはもう少しアップすることが見込まれるのか、見込めるのかどうかということについてお尋ねをしてみたいと思います。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

どこまで行きますとも費用対効果ということになるかと思うんですけれども、このひまわりの運行につきましては、もともと民間のバス路線がない空白地帯を走らせて、その地域の方々の足の確保をしていこうということで、合併後始めた事業です。したがって、どうしてもひまわりバスの運行ルートは人口の少ない山合いを中心に走っているということでございます。したがって、絶対数は非常に少ないいうわけでございますし、このまま一挙に数字がふえていくということはなかなかこれは難しいことだろうというふうに思っております。したがって、この乗客の皆さんをどんどんふやしていくということは、なかなかこれは難しいことだろうと思います。

ただ、そこをどう考えるかで、少ない方々であっても手を差し伸べてこういったバスを運行して差し上げるということが必要だからこのバスを走らせていただいているという考え方ですので、人数がふえないからやめる、何人乗っていただけないからやめるという趣旨のスタートではなかったのではないかとこのように思っておりますので、これを廃止する考え方はいたしていません。それから、また町内の例えばクアハウスですとか、リフレかやの里ですとか、そういった施

設、あるいは施設にタイアップして乗客をふやしていく、そういうことも考えなきゃならないなということも思っているところでございます。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） このひまわりバスのやり始めたというのが、いわゆる足の不便の悪いところの方に対してやりかけたので、それは劇的にふえるようなことは、ふやせることはできないと、こういうことなのですが、実は、私の住んでいるところは丹海バスが日に2回入ってくるということで、ひまわりバスは行きませんよということになっているわけですが、決してそれで便利なんかという、そんなに便利なわけじゃないですわね。そういう大前提があるから入れないんだということなのですが、考えようによっては、今、丹海バスはいわゆる宮津養父線を走っております。もうすぐ完成しますが、それなら、ひまわりバスは岩屋川線を走れば、これまた何とかなる方法じゃないかなということも考えたり私自身はしておりますが。今課長もおっしゃいましたように、よほど赤字が続いてもやめる気はないというようにおっしゃっていますので、今私が提案したようなことも将来的には近い、考えてもらえるかなというように思ったりするんですが、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、費用対効果というところに行き着くというように思います。今議員がおっしゃるように、例えば岩屋でも府道を走るのと町道を走るのと分ければということなんですけれども、今のひまわりバスが空白地域を中心に回らせていただいて、午前便、午後便あるということがもう精いっぱい、要するに1台しかございませんので、ダイヤ編成、ルートを考えて、1台で今運行させているのがもう精いっぱいな状況だということでございますので、今言われますような方法をとるなら、2台、3台とふやしていけばできるわけですが、そこが費用対効果というところに行き着くということですので、そこは今のところ町営バスを拡大をしていくということは、今のところ考えていないというのが現状でございます。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 片一方では費用対効果、片一方では足の確保と矛盾することがあるわけですが、なるべく、もう思いとしては空気を運んでおるといような状況でないようなことをぜひ考えて、それになるよう実行していただきたいなというふうに思います。

それでは、次に、これは1点教えてほしいんですが、221ページ、これは決算書です。決算書の221ページの7款商工費、1項商工費、4目観光費の負補交で、歴史街道推進協議会の会費というんですか、これ50万円という金額になっております。普通の会だとこんなに高い協議会で負担金はないだろうなというふうに思うわけですが、どういう関係でこうなっているのかということがちょっとお尋ねしたいと思います。商工観光課ですね。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えをさせていただきます。

この歴史街道推進協議会でございます。これにつきましては、広域な部分でございます。この協議会には多くの歴史街道と呼ばれます街道的なものがございまして、三重県、奈良県、京都、大阪、神戸ということで、いろいろな地域の加盟する組織でございまして、それぞれの地域にあ

ります歴史スポットですね、そういった部分での活動を地域ごとに行っているという状況でございまして、それぞれの地域にあります、北近畿琵琶湖のエリアですとか、吉野・高野・熊野とか、奈良・和歌山・三重といったようなそれぞれの広域的、またその地域別に観光PRを行っているというような組織でございまして、それぞれに合いましたパンフレットですとか、そのエリア全体を網羅したパンフレットですとか、そういった部分での広域的な首都圏への観光PRが中心に取り組んでおります組織でございます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） その組織でいわゆる観光PRをしようと、そのPRしていくのに必要なお金として与謝野町は50万円を出しておると、こういうわけなんでしょうか。課長のほうはそういうPRの冊子とか、そういうものは持っておられるわけですか。ちょっとお尋ねします。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。

今、済みません、手元には持っておりませんが、定期的にパンフレットが町のほうに参りまして、ちりめん街道とかそういう部分が載っておりますので、要所要所には置かせていただいておりますという状況でございます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 私はネットで見たんです。与謝野町、一番京都府で最後のほうだったかな、ちょっとはっきり覚えていないんですけど、それ開けたら、ちょっとしたというか、ちりめん街道が映ったり、それから何か女性の方だと思いますけど、2006年ごろかな、来られてされたレポートがネットの中で見られたというぐらいで、全国の大きな組織だと50万円ずつ、それは知りませんよ、与謝野町が50万円で、ほかの団体は高いかも、相当のお金が集まるとこじゃないかなと思うんで、それは相当立派なPRの冊子ができておるのか、もしくは多くの数をつくって、人口密集地のところでばらまくというか、アピールされているのかなと思ったりするわけですが、そのちりめん街道に関係した方はそういうものをよく見ておられるかなと思うんですが、我々としてはちょっとそういうもんを今まで余り目にしたことがなかったもんで、どうなんかなというふうにしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） また、お届けさせていただきたいと思ひますし、それからテレビ放送の中で、少し歴史街道ということでテレビでもコマーシャルをしている部分もごらんにいただいとらうふうには思っております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 私の認識不足な部分もあると思ひます。宣伝することは非常に大事なんで、そのこと自体がどうこういうことじゃないんですけども、ちょっと余りにもほかの協議会とは突出した金額だったもんでお尋ねしたと、こういうわけです。

それでは、これで1回目の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） それでは、ここで3時10分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時56分）

(再開 午後 3時10分)

議長 (赤松孝一) それでは、休憩を閉じます。会議を再開いたします。

その前に、先ほどの質問に対しましての報告がございます。

まず、勢旗議員の質問に対しましての報告でございます。

泉谷保健課長。

保健課長 (泉谷貞行) 勢旗議員ご質問の、平成23年度がん検診受診者の中での精密検査の対象となられた方につきまして、率で報告を申し上げたいと思います。

肺がん検診につきましては、精密検査の対象者の率が1.5%でございます。胃がん検診につきましては8.3%。それから大腸がん検診は6.5%。子宮頸がん検診につきましては0.6%。乳がん検診につきましては5.8%。前立腺がん検診につきましては5.3%。

以上でございます。

議長 (赤松孝一) もう1件報告事項がございます。

同じく勢旗議員の質問に対しまして、浪江企画財政課長。

企画財政課長 (浪江 学) 先ほどの勢旗議員からご質問がございまして、与謝野町地域交通対策プロジェクトチームについてのお尋ねがございました。これにつきまして、少し経過に触れさせていただきたいと思っております。

合併当初、当町の地域交通をどのようにしていくのかということが大きな課題であったという中で、まず住民の皆さんで地域交通についてご検討いただくあり方検討委員会というのを組織していただきまして、そこで大枠の趣旨をまとめていただいたようでございます。その提言を受けて、この平成19年に地域交通対策プロジェクトチームを発足したということでございますが、このプロジェクトチームは、役場内の関係する課の課長ではなくて職員を充てて組織をしたということでございまして、当時地域交通に関する情報や資料収集、調査、企画、こういったことを行って、いわゆる具現化に向けて相談する役場内のチームとして発足したということでございます。実際にはアンケートを行ったり、丹海バスに乗り込んで実態把握をしたりというような作業と会議を3回程度行ったということでございます。その結果を受けて、丹海さんの走っている路線ではない不便地区をつなぐ公共交通が必要ではないかということの結果を具申し、それを受けて住民の皆さんも含めた公共交通会議と、それからひまわりバスの運営協議会を立ち上げたということでございます。当時、カヤ興産さんのフェローバスが廃止になるということも背景としてあったということでございます。

したがって、このプロジェクトチームにつきましては、当初の調査を行ったり企画をしたりする段階で組織をしたものということでございますので、現在はこのチームは閉鎖をしているという状況でございます。

それから、有熊の件もございました。これも休憩時間に確認をしておりました。ひまわりバスが走り出した1年ほど有熊にもバスを走らせていたということですが、実態としてはほとんど利用者がなかったということで廃止を考えて、それをひまわりバスの運営協議会なり、地域公共交通会議にお諮りして、廃止やむなしという結論をいただいたのを地域に周知させていただいたんですけども、それが不十分だったなということであったかと思っております。

以上でございます。

議 長（赤松孝一） 質疑に入ります。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、2回目の質問に入りたいと思います。2回目の最後のようなので、まず、幾つか課題を持っているんですが、入札制度について質問を行いたいと思います。

この十数年間を見まして、無駄な大型開発や不要な公共事業が、国も地方も含めて、ようやく財政的な理由をかけて見直しされて、大幅に仕事自身が削減されています。その関係もあって、全国の建設業界などは、かなりの業者が廃業や異業種への転換などが迫られております。これは全国的な大きな流れになっています。

課長にお伺いします。この僕が言ったような流れの認識でいいんでしょうかね。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

国の財政も、また地方財政も大変逼迫をしているというふうな状況でございまして、公共工事の発注件数、あるいは発注金額というふうなことにつきましても減少しているというふうに認識をしております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） そういう情勢のもと、状況のもとで、この数年下水道事業やKYTの工事の宅内配線、またリフレかやの里の滝、金屋連合による協働のまちづくりなどで新しい貴重な取り組みがあると。そして、また一定の成果どころか、町内で3カ年に40億円を越すような大きな画期的な経済効果を生み出した住宅改修助成事業など、与謝野町の業者にはほかの町にない事業もこのように取り組まれてきたと思うんですが、これらの地域経済の影響をどのように判断されているか、副町長がよろしいでしょうか、各課にまたがるので、よろしく申し上げます。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員からは地域経済への影響というご質問ですが、この議会の中でも申し上げていきますように、現在京都大学の先生に地域経済への影響を調査をお願いするというので、現在お願いをしております。議員が言われましたように、補助金対総事業費の割合からいえば、非常に大きな経済効果があったらというふうに我々は判断をいたしておりますけれども、その京大の先生は、例えば万博とか大きなイベントがあった場合の経済効果を専門とされる先生でありますので、より詳しい研究の成果を待ちたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私が言いましたのは、下水道やKYTの工事、リフレでの取り組み、こういうことがこの数年間、リフレは最後のほうですけども、大きな影響があったという点をぜひ捉える必要があるんじゃないかなと。時間がありませんから、次に行きます。

私は6年前、議会の全員協議会でも、また旧町での入札拒否の問題、悪質な業者対策、業者のランクづけ問題などで提案もしてきました。翌年も一般質問で入札制度について取り上げ、入札のあり方についての提案も行っていました。与謝野町でも、合併以降、入札制度の改革改善が行われ、現時点でのもっともベターな制度として最低制限価格の公開を含む入札制度を行うようになりました。しかし、最低制限価格の各業者の入札が最低価格に集中をして、多くの場合くじで決めるという現状になっています。

副町長に伺いたい。平成23年度、いわゆる昨年度までの中で、よりベターな入札制度とされている入札制度の改善の取り組みはどのようにされたのか、制度の内容も含めてお聞かせ願えたらと思っています。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 与謝野町、平成18年3月に誕生いたしました。翌月、平成18年度は新町によって入札制度いろいろと異なっておりましたので、与謝野町方式ということで、平成18年度から統一した方法で始めてまいりましたが、当初平成18年度は、予定価格は設定はするものの非公表、それから最低制限価格は設定そのものがないという状況からスタートいたしました。そして、毎年毎年多くの改善・改革を試みてまいりました。現在は、予定価格も、それから最低制限価格も事前公表をする。それから平成18年度当初は、入札に当たっては入札の札だけ入れていただくという方式でありましたが、現在では入札の札プラス内訳書の提出を求めるといふふうに改革を進めてまいりました。そのほか毎年多くの改善・改革をやってきたわけですが、例えば町内業者に限ってランクづけをするということやら、除雪の協力に当たって、除雪の経審におけるその加点をそれまでは一律であったものを、除雪機器の台数に応じて加算をふやすということなども行ってまいりました。

そのほか、たくさんの改善・改革はやってきたところでありますけれども、現在の考え方は、この間繰り返し申し上げておりますように、まず町民の皆さんの貴重な税金を財源とする公共工事でありますので、まず何よりも公明正大、そして透明性を確保した格好で入札を進めてまいりたいというのが基本の思いであります。このことは、町民の方から見ましても、もちろん業者の方から見ましても、透明性の確保された入札を追及していこうと、そういう考え方です。

制度の狙いとか、この間の改善の取り組みというお話でしたので、とりあえず思いつくままに申し上げましたが、大体以上に要約をされるんではないかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） この関係でもう1点。この入札問題で、今の議会での論戦の当たりのことも含めてちょっと触れておきたいと思うんですが。その後、制度をつくってからですが、議会に対して入札制度を見直してほしいという、中身としては、請願が3業者から出され、総務委員会での協議の結果、賛成多数で採択されました。本会議への委員会報告の際、委員会協議で採択したのですから、今よりベターな制度が見つかったのか、そういう制度はあるのかと再三にわたって私自身の対案を示して対案を求めたわけですけれども、その質問に対し、当時の勢旗委員長は、「今は言えない」、こういう答弁をされ、賛成多数で採択されました。皆さんもご承知のとおりです。私自身は、これは非常に納得できない対応だったというふうに思っています。それを前後して、また議員さんからも「くじ引きでいいのか」、こういう質問も再三再四出されています。

そこで伺いたいと思います。先ほど概要、十分な説明だったかどうかというのは私自身も不満なところがありますけれども、明文化した制度の狙いや要旨がわかるような、明文化したガイドラインみたいなものはつくられているのかどうか。この点はいかがですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 特に明文化したものはつくっておりません。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひそういうことが要るんじゃないかというふうに思います。

次に、先ほど今質問した問題と、もう一つ前の質問も含めてですが、これについて、先ほどから副町長の答弁では、要約すると、幾つかの点で、私の捉え方にずれがあったら困るんですけど、許してもらいたいんですが、問題がないわけではないと、この間に、副町長も言っているように、税金の有効利用の問題や、それから業者も含めた民意の反映といいますか、住民に税金の使い方の問題も含めて公開が要るといふ問題もあります。私、もうちょっとはつきりさせんなんのはこのことではないかと思っています。いわゆる工事の品質保証の問題ですよ。それから底辺価格の問題との関係で。それから働く労働者の賃金保障や雇用の確保の問題。これは業者の力に大きく依存すると。それから地元業者を育成していくと。もう一つが不正談合を許さないこと。これが私はこの間の答弁をずっと聞いていて、このこともつけ加えたほうが副町長の答弁としてはよかつたんじゃないですか。いかがですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） はしよった形でこの6年間の取り組みを申し上げましたので、ちょっと言葉足らずであったかもしれませんが、確かに議員が言われますように、今の与謝野町の方式は公明正大、透明性の高い入札制度であるというふうに自負をいたしております。最低制限価格の公表につきましても、議員が言われましたように、安値ダンピングかそれによります品質の悪化を防ぐという意味もありますし、元請、さらに下請の方の労働者の賃金の保障、雇用の確保という、そういった効果も最低制限価格を事前公表する中ではあるものというふうに思っております。そのほかにも、現在の方式によって例えば予定価格、あるいは最低制限価格、その周辺の金額を探ろうという動き、あるいは漏らそうという動きなども抑止できますし、現在の与謝野町の方式で、繰り返しになりますけども、今のところはベターな方法であるというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、副町長もお認めになったように、そういう要素があると見るとき、私は今の制度自身が決して問題が起きるといふこと自身が基本的にあり得ないというふうに私は思っています。基本的な課題や対策についてといふか、今の課題で制度として保持していると、基本的な課題や対策もここは保持しているなというふうに私自身は思っています。現時点で今答弁ありましたが、ベストなものが見当たらないわけですから、今後も模索は続けていかなければならないし、ほかのよりましな、新しい制度が具体的な提案がないわけですから、見当たらないもとは、私自身も基本的によりベターな制度だといふふうに思います。

そこで、幾つか、私全国の入札制度についてのいろんな研究者の報告なんかも何点か読ませていただいたこともあって、幾つかの点で質問をしておきたいと思っています。これは従来にも一般質問の中で指摘した問題でもあります。まず1点目、地元業者と町政の認識にずれがあるというふうに私は思っています。この点で再度お尋ねします。このことの説明会や説明文書を出して徹底を図る努力をしてきたのか。この点は全業者対象にしたのか。この辺をお聞かせください。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 新町になりまして、私が覚えていますのは、全業者を集めての説明会は1度だけ行いました。平成20年11月に開催をいたしました。それは翌年、平成21年度から大きく制度が変わるといふことで、業者の方にお集まりをいただいて、るるご説明をしたということであ

ります。そのときの説明の内容としましては、平成21年度からランクづけは町内業者に限り行いますということやら、先ほど申し上げました、除雪の場合の点数を加える加点をこれまで一律であったものを、台数に応じて変えますとか、4点ばかし、4点、5点ほどの内容をお知らせをしたと思っております。

なかなかその入札制度につきましては本当に難しい問題があると思っております。こうすれば発注者側の町、それから受注者側の業界が、双方がお互いに完璧に了解し合って入札ができるというような制度はなかなか難しいのではないかという認識は基本的に持っております。それはもう基本的に利害が対立する立場でありますので、それは難しいと思います。そういった意味で、現在はベターな方法ということをおし上げております。ベストではないが、現在考えられ得るベターな方法と。

しかしながら、先ほど議員からも業界からの請願のお話がありました。さらに、8月9日には町内の建設業者の大半、19社の要望がございました。さらにこの議会の最中、9月25日ですが、商工会の建設業部会からも要望をいただきました。請願を受けて、請願が採択されて、町としても業界の皆さんの思いをまず聞きたいということで、8月には全業者向けにアンケートも実施をいたしました。

先ほど、ベストでないにしても、今現在考えられ得るベターな方法であるというふうにお答えしましたけども、8月の業者アンケート、それから8月、9月2回いただきました要望書の内容も改めてもう一遍きちっと精査をして、それから業者の皆さんからのアンケートには本当にたくさんのご意見を書いていただいておりますので、それらを精査しながら、本当に今の方法で全く変える必要がないのか、場合によったら、今の方法で部分的に改善できる余地がないのか、アンケートの結果をもとに、本当に一生懸命検討を進めてまいりたいという思いでおります。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 先ほども言いましたが、全国でもやっぱり入札制度というのは模索の段階なんです。これがもう一発で全部決まるんだというのはないんですよ。そのもとで、今本町の到達は、先ほど言った入札制度のところに来ているということなんで、それをどう見るかです。問題が起きたときに、それをどう対応するかということが非常に大事だと思うんですが、私、今副町長がおっしゃった今の答弁の中で、業者さんと町との利害の対立関係にあるということで、非常にあたかもそれが非常に障害になっているというように取れたわけですけども、私はこの間町がずっとやってきている、いわゆる総合計画でいう商助の規定、それからまたそれをもう一つ発展させた中小企業振興基本条例ができたわけですから、この理念の精神を最大限生かす、そこに立脚した考え方の整理が要るのではないかというように思っています。

その一つですが、例えば先ほどの問題のもう一回繰り返しになりますけども、住民からすると、税金を無駄遣いしてほしくない、いい仕事をしてほしいと、こう思っておられるわけですから、住民にもわかるように公開の場で先ほど言ったような説明会を行って、住民的な合意をつくるということも一つじゃないんですか。いかがですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 住民の方も含めて、オープンな場で住民説明会をして、町の思いやとか、その辺を説明をしたらどうかというご提案ですけども、確かに先ほど8月に業者アンケートを実施しま

して、非常に長い文章で皆さんアンケート答えていただいておりますので、まだ完全な形で集約、分析はできておりませんが、説明会というご提案なんですけども、いきなり説明会というよりも、まず業者の方の思いをアンケートを精査して、それからアンケートを協力いただきました皆さんにお返しすることも必要だろうというふうに思っています。それで、そういった作業をする中でより一層町民の方に知っていただくには、町の思いを知っていただくにはどんな方法があるのか、あるいは業界の方により深く認識を、理解を深めてもらうためにはどんな方法があるのか、そういったことが幅広く考えていきたいと思えます。

いきなりその住民説明会ということにはなかなか難しいだろうなという感じを持っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） よくわかりました。それはアンケートをしっかりと吟味してからでも遅くないので、そういう方法も一つだと考えておいてください。

それからもう一つは、かつて一般質問でも取り上げたんですが、入札のはじめから工事が完成するまでの監視、検証する第三者機関が要るのでないかということを指摘したことがあります。これが私は必要だと思っているんです。この間の答弁では、指名委員会ではやっていないということだったんですが、そうであれば、総務課など、そのほかでもいいですよ、第三者機関ですから、そういう別の形で設ける、そこをチェックする機能を持たせるようなそういう役割を担った入札監視の委員会制度を設けることができるわけですから、そういう工夫はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 入札の関係、現在指名委員会がありますけども、そのほかにも、せんだつての答弁で申し上げましたように、談合情報なんかがあった場合の対応する不正競争、ちょっと正式な名称を忘れましたが、不正競争入札何とか委員会とか、幾つかの委員会があります。

そんな中で、第三者委員会、入札監視委員会ですか、そういったもののご提案なんですけども、より実効性のある組織としてこの小さな町の中で果たしていかなものかなという感じが私は正直しております。今の段階では、議員ご提案の入札監視委員会なるものを考えることは、今の段階ではちょっと考えておりません。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私は、むしろ今副町長はいみじくも対立いうんですかね、利害関係で対立しているというニュアンスのことをおっしゃったんですが、そういうふうになっている状況では、まさに第三者委員会が要るんじゃないかというふうに思いますね。だから、全く新しい角度から物を見ていくということは非常に大事なんではないかというふうに思っています。

次の質問に移るんですが、それは、今はこの町ではまだ、今までですよ、最近はいろいろと事件なんかもあったり、前には課長がいろんな事件を起こしたということもありました。そこで、不正や談合をなくす一つなんですけども、例えばドルフィンの不正の事件がございました。その中では、改善策として業者とは2人で取引相手に出会うとか、それから電話、メールなどの内容を必ず上司に報告するなど、いろんなことをされています。私が言いたいもう1点は、発注者である担当職員が、これは旧町でも言ったんですけども、退職後、所管にかかわる関係業者には就職させない、こういう規制をかけるべきではないかというふうに思っていますが、いかがですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） まず1点目、業者とは複数で対応するよというお話でした。一般質問でもお答えしたかもしれませんが、例えば土木工事、あるいは水道なんかでもそうですけども、製品検査というのがあります。それはこの近くじゃなくて遠くのほうのメーカーの工場へ行きまして、町が発注した製品が設計図書どおりできているかどうか確認をするわけですけども、そういった場合も必ず複数の職員で行かせておりますし、周りから誤解を受けるような、例えば昼食の提供一つにしても、そういったことはしないよというところは厳しくっておりますので、複数で基本的には対応するよにしております。

それから、退職後もその関係業界へ再就職することを禁じてはどうかというお話ですけども、ちょっとぱっと思いつくような事例がないんで、余り再就職でそういったところには行っている職員はないと思うんですけども、そもそも地方公務員法自体で、公務員は在職中に知り得た秘密については退職後も漏らしてはならないという規定がありますので、そういった現行の法規の中で対応できるんではないかなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 認識がちょっとずれているんじゃないですか。やめた方で、今までだって何人もありますよ。この新町になってからじゃないですよ。新町になってからだって1人おりますがな。それから前だって何人もいますよ。だからそれは軽いと思いますね。

もう1点お尋ねします。担当職員は、業者からの盆暮れのつけ届け、飲食や祝い品など一切受け取らない、これは大原則です。こうしたことはないと思うが、どういう対策をとっておられるかお聞かせください。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 俗にいいますお中元、あるいはお歳暮の時期ですけども、そういった時期の前には全職員に回覧を、パソコンで回覧、町長の訓令といいますか、それを出しております。その中では、そういった業者との関係以外にも、職員間でも例えば年賀状のお互いに年始の挨拶は最低限にとどめようとか、職員の間でも贈答品の授受はしないよととか、事細かにその中では注意を喚起をいたしております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 職員間のことは、むしろコミュニケーションを図らんなんというようなことはあるから、そんなことまで禁止する必要は一つもないと思うんですけども、問題は、業者と利害関係になっているという話を副町長自身もおっしゃっているんですから、そこはきちっとせないかんというように思います。

次の質問は、これは従来から要求していることですけども、小規模な工事の場合、地元の零細業者を登録して発注する制度、これは随契になると思いますけども、そういうことは以前からやっているというふうに聞いているんですけども、なぜ制度化しないのかお尋ねしたいと思います。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 町と業者さんの間はその対立関係ということを再三おっしゃいますけども、私が申し上げたいのは、公共工事を発注する場合には、発注する側と仕事をしていただく業者の間は利害が対立すると、そういう関係であるということをお知らせしたので、誤解がないようお願いをしたいと思います。

それから、小規模な修繕とか、これにつきましては、後からまた建設課長からお答えさせていただきますけれども、私の認識は、事業費が130万円以下の部分については随契の形で議員が言われるような方法をとっているものというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

今、土木工事につきましては、A、B、C、D級までございます。入札会に出てきますのが、入札会に参加しますのがC級までということになっておりまして、今副町長が申しあげましたように、D級の業者さんにつきましては、130万円以下の部分につきまして、いわゆる見積入札、いわゆる見積もりを出していただいて、その中で業者さんを決定していくというふうな制度をとらせていただいております。いわゆる今そういった一番下のランクのD級さんにつきましてもそういう方法で工事のほうを決定させていただいているというふうなことでございます。

これにつきましては、いわゆる随契のことにつきましては以前から町長のほうも気にしております。月ごとに随契の発注本数につきましてその結果をご報告をさせていただいておりますというふうなことでございます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 制度にさせるつもりはないかという点はどうですか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今申しあげましたように、そのAとかBとかCとかDとかいう格好で、いわゆる予定価格がこの部分につきましては例えばC級さんだとかいうふうなことで今制度は設けさせていただきというふうに思っております。したがって、経審の点数、あるいはそれと別に主観点、そういったもので点数を設けておりまして、その点数によりましてランクづけをさせていただいておりますので、そのような中で入札会に臨んでいただいておりますというふうなことで、その部分につきましては私は制度ができておるといふふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 零細業者も含めてということなので、D級に入らない人もいるでしょうが、そういう対応をしてくれているという理解をしておきます。

議 長（赤松孝一） ちょっと待ってくださいよ。

西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

町内業者さんにつきましては、毎年経審の点数を役場の総務課のほうに提出をさせていただいております。それに伴いまして、その点数に伴って業者のランクを決めさせていただいております。

やはり指名願を出していただかないとそういうふうなことになりませんので、そうやって指名願を提出していただきたいというふうなことで、毎年2月1日から2月28日までだったというふうに記憶しておりますけれども、その期間にその指名願を出していただくというふうなことをさせていただいて、それに基づいてランクを決めさせていただいておりますというふうなことでございます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 最後になるかと思いますが、若干あったらもう1点もあれですがと思いますけど

も、今の論議を踏まえて、今答弁してもらったことも踏まえて、私はこの間町長自身もお認めになっている公契約条例というのをやっぱり町でもつくって、よりその理念、これを鮮明にさせて、住民への透明性といいますか、透明性、公開性を一層高めて、地域住民、いわゆる地元業者への発注をふやしていくと。かつ、現在の情勢から見て特に重要だと思うのは、そこで働く人々の待遇改善も考えることは非常に重要なわけですが、副町長はいかがお考えかお聞かせください。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 公契約条例、公契約のお話です。議員がおっしゃいますように、中小企業振興基本条例ができた中で、できるだけ多く町内の業者の方に、基本的に特殊工事以外は町内業者しか対象にいたしておりませんが、こういった財政が厳しい中ですが、本町はできる限り工事を発注しておる市町村の一つだというふうに思っております。その中でほとんどの工事は町内の業者の方をお願いをしておりますし、今後もそのスタンスはとっていきたく思っております。そして、最低制限価格を事前公表することによって工事の品質悪化を防ぐとともに、そこに働く労働者の方の賃金も確保するというところで取り組んでまいりたいと思っております。

さらに、8月に実施をいたしました業者の皆さんへのアンケート、この結果をきちっと精査をしまして、そして2団体から要望もいただいております。きちっと業者の皆さんにはお返しをすることを考えなければならないというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 最後になります。もうこれ1点でおしまいになります。時間がありませんから。

先ほど、二つほど前の問題でつけ届けがあったり、飲食を一緒にしたりいう話をしました。これは一切受け取っていないというのはもうみんなわかっているんです。しかし、業者は、私は数年前の話になりますけども、業者は贈っているやつを認めている場合あるんです。ですから、職員がここの徹底を図らない限り、そういうことは直らない。このことは回覧ぐらいで事足りるとは思いません。だから厳格にそれは対処してください。突き返すぐらいに。ここで公開してもいいんじゃないですか、事が起こったら、業者の。

以上、終わります。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員のおっしゃるとおりであります。昔だったら、例えば家のほうまで持ってこられたりということがあろうかと思っておりますけども、今は知らん間に宅急便が届いておったとか、大分対応も変わっていますので。もしもそういったお中元とかそういったつけ届けが届いた場合の対応につきましてもきちっとうたっておりますし、余り一般職員ではないかもしれませんが、私も以前1件ありまして、それはもう業者のところへ持っていったことがあります。そういうことで、職員のみならずにもその方法については示しておりますので、そういった理解は十分してくれているものと思っております。

議 長（赤松孝一） 4番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、2回目の質疑になりますけど、よろしくお願ひしたいと思っております。

1回目の質疑の中で、再生可能エネルギーの問題で途中でございました。決算資料の117ページに環境省と京都府によります「おひさまエコタウン」構想が取り組まれているところでございます。この点につきまして、住民環境課長にお尋ねしたいと思っております。

この構想を取り組む前に、条件といたしまして環境に関する協議会を設置するというようになっておりました。そこでできたのが、「よさの百年の暮らし委員会」というのが設置されております。しかしながら、今回の決算資料には、この委員会の取り組み、活動状況が出てこないんですけれども、この1年間どういう活動をされたんでしょうか。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） お答えをいたします。

議員お持ちの参考資料の117ページのおひさまエコタウンのところをお開きだろうと思います。その2つ上に11番で環境美化保全対策事業とございます。この中に実施事業区分の3段目に地球温暖化対策実行計画策定委員報酬ということで挙げておりましたが、これが「よさの百年の暮らし委員会」のことでございます。「よさの百年の暮らし委員会」が昨年4月1日に委嘱をいたしました関係で、名前が若干異なっておりまして、説明をしておかんといかんかなというふうに思っておりますのと、もう一つは、昨年23年度どういった活動をしたかということでございます。その今の委員報酬の上に地球温暖化対策実行計画の策定委託料とございます。これは業者への委託料でございますけれども、地球温暖化の対策の実行計画をこの1年間をかけて策定をしていただいたのが「よさの百年の暮らし委員会」でございます。この計画を策定していただくのに、結構の回数の会議を重ねていただきました。それが主な平成23年度での事業の内容ということでございます。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 連日、再生可能エネルギーにつきましては報道されているところでございます。

次世代エネルギーの注目のメタンハイドレート開発を日本海沿岸10府県、山田知事が代表をされておりますけれども、資源エネルギー庁に要望したテレビのニュースも報道されております。

本町におきましては、最大の問題点は前回も指摘したんですけれども、バイオマスは農林課でありまして、ほかの再生可能エネルギー等々につきましては住民環境課が取り組むという、これが非常に大きな問題だというふうに思っております。今最大の課題だというふうに思っておるところでありまして、大きな町、小さい町は関係ないというふうに思います。このままで行きますと、大手業者のプロジェクトが利益が行ってしまいまして、私たちの町にはなかなかこのエネルギーをしたお金を循環させることが難しいというのが現状だと思います。ぜひとも、エネルギーの地産地消ということで、この地域に循環させていただきたいというふうに思うわけです。

例えば、この委員会を主催いたしまして、京丹後市ではシンポジウムが、自然エネルギーの開催されております。この委員会でも、町民の意識を高めるためのシンポジウムを開催する実力はあると思うんですけれども、こうした取り組みに事務局として方向づけはできないものでしょうか。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 今、平成24年度の新たな取り組みとしまして、今議員おっしゃいました京丹後市も含めてですが、丹後の2市2町で、丹後の豊かな環境づくり推進会議というものを設立しております。この中では、今議員おっしゃいましたようなシンポジウムですとか、セミナーですとかいうふうなことで、1つの町だけではないしに、もっと大きな取り組みといたしますか、としてこの問題を考えていくべきではないかというふうなことの中で、平成24年度にこういった推進会議をこしらえております。

その内容も少し触れさせていただきますと、2市2町でNPOの方ですとか、京都府の地球温暖化防止活動推進員の方ですとかいうふうな方が、2市2町それぞれで民間の方、住民代表として3名ずつの方、12名、それに行政が加わりましたり、あとオブザーバーとして地球温暖化の京都府の地球温暖化防止活動推進センターの方ですとか、丹後保健所も含めて、そういうふうなことで推進していきましょうねというふうな取り組みをしております。これは議員おっしゃいますその再生可能エネルギーですとかいうふうなことも含めて広く環境というふうな枠組みの中で考えておりますので、そういうふうな中での歩みはしておるということでご承知おきいただきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 谷口議員の質疑の中にありましたように、新しい事業を起こす支援事業は全くなかったというような報告もありました。非常に民間といいますか、民間の業者が元気がないときでありますんで、ぜひとも行政がリードする形で民間が取り組む体制になれるまでこの事業は引っ張っていただきたいというふうに思っておるところでございます。ぜひとも、本年度引き続き事業の推進をお願いしておきたいと思えます。

そこで、次は、産業建設常任委員会でもかなりの議論をしたんですけども、丹後広域観光キャンペーン等々、観光推進事業につきまして、決算資料157ページに挙げていただいております。勢旗議員の指摘にもあったんですけども、この丹後広域観光キャンペーンで、本町与謝野町がどれだけ実力を発揮できているのかというのが非常に疑問だというふうに思っておるところでございます。それは商工観光課におきましては、職員が8人という非常に少ない人数で商工業の活性化、あるいは織物業の活性化、いろいろ取り組まれておまして、なかなかこういった広域の事業に参画するのが、見ていまして非常に無理が出ておると思えます。そこで頑張ってくださいのが、本来であるなら観光協会が前面に出ていって丹後広域観光キャンペーンに参画していただくのが非常にいいわけですけども、現状としてはなかなかそういうことは言っておりません。ですから、この辺の経過と実績、それから将来につきまして、商工観光課長の構想といいますか、何か抱負がありましたら、ぜひとも答弁いただきたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えさせていただきます。

私の抱負ということでございますけれども、まず丹後広域観光キャンペーンにつきましては、広域ということですので、行政もですけども観光協会も当然入っていただいております。振興局が事務局を持っております。観光協会のほうも、会長が役員として各それぞれのセクションで観光協会の会長でありましたり、一緒に町の職員、商工観光課の職員も各セクションにそれぞれ担当を置きまして、その会議に同席をするようなケースがたくさんございまして、今も広域圏の観光プラットフォームですとか、いろいろな事業に取り組んでいるところでございます。

与謝野町といたしましては、各観光地、それぞれの施設ある中で、それを与謝野町のベースとする中で、それをまた各近隣の市町のそれぞれの観光施設と組み合わせたプラットフォームといえますか、面的な組織といえますか、施設のリンクといえますか、そういった部分で今後は観光を広く、与謝野町は与謝野町だけではなくて、広域的な部分での観光の取り組み方なんか模索といえますか、組織として今検討をさせていただいております。その中でも与謝野町での取り組み

をまた大事にしながら広域的な部分で取り組んでいきたいというふうに思っております。

少し議員のご質問のお答えになっているかどうかわかりませんが、よろしくお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

- 4 番（杉上忠義） 丹後広域観光キャンペーン、ご存じのように、舞鶴以北ですので、なかなか与謝野町を中心にしていうことは難しいと思います。この間、京都府の商工観光部長が与謝野町商工会へお越しになりまして、懇談会がありました。その席で、丹後広域観光キャンペーンの事務局が住民から見えるように、例えば宮津駅のあいているスペースへ行っていただくとかいうことをお願いいたしました。振興局の中にありますと、なかなか住民から見えにくいところでございますが、こういった要望が、その後の何か進展がありましたでしょうか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。

その件に関しましては、その後の進展があったというふうな報告はいただいております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

- 4 番（杉上忠義） そのときに話題になりましたが、丹後の10月はおもしろいイベントがあるというようなキャッチフレーズですね。丹後全域でイベントをPRして、町外からたくさんのお客さんを誘客するというような計画もありました。しかしながら、その実践する部隊が、先ほど申し上げましたように、商工観光課が前面では非常に難しい点があると思いますので、やはり観光協会が前面に立ってこういったキャンペーンは取り組まないかんというふうに本来は思うんですけども、なかなか実態はそういうふうになっておりません。

たびたび申し上げるんですけども、観光協会そのものができましたのは、旧加悦町におきましては大山観光開発を夢見て、希望を持って商工業者、あるいはサラリーマン、機屋さん、農業者といった方が会員になって立ち上がったのが観光協会でした。ですから、そういった面を引きずってきていますので、役員構成を見ましても、やはり観光を生業とした観光を中心に生活を営んでいる方が役員ではないというのが大きな欠点になっておるところでございます。

そこで、私はもう思い切って観光協会を法人化いたしまして、しっかりとした組織体制に再生せないかんというふうに思っているところでございます。ぜひとも商工観光課がリードしていただきまして、観光協会の法人化に取り組んでいただきたいというふうに私は思うんですけども、商工観光課長はいかがお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えいたします。

おっしゃいますとおり、観光協会が自立をいたしまして、観光ルートですとか、観光商品等を開発できるのが非常にすばらしいことだとは思っております。しかし、現状、再三ご指摘をいただいておりますとおり、まだまだ町の観光協会、そこへ至るまでにはかなり時間がかかるのではないかとこのように私は認識をいたしております。商工観光課の中でも観光業界の担当ということで位置づけまして、いろいろな場面で協議をしたり、取り組みを一緒になって進めたりしてきております。その中で、徐々にではありますけれども、観光協会で先日の登山マラソンでも観光ブースの準備をいただいたり、今広域圏でも取り組んでいただいている中でのいろいろな取り組

みに積極的に参加をいただくように徐々になってきております。私どもも精いっぱい頑張りたいと思っていますし、観光協会も努力をいただいております。また議員のご指導もいただけたらと思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 丹後観光情報センターから、夏、7月1日から8月31日における丹後の観光施設、49施設の入り込み状況が報告がされております。商工観光課長も報告を受けておられると思うんですけども、こういった点におきましても、やはり観光協会が前面に立ってしっかりと集計をして分析し、今後の対策を打てるような観光協会にぜひともなっていただきたいというふうに思うところがございます。ちなみに、数字のほうは前年対比で97%、111万2,000人が丹後にお越しになっておるところでございます。定住人口が減る中で、どうしても交流人口の増加に頼らざるを得ないというところに来ているので、ぜひとも活発な活動をお願いしたいというふうに思います。

そこで、その中核となりますちりめん街道で毎回お尋ねするんですけども、旧庁舎の管理運営費が補助として出ております。京都府の広報誌によりますと、府庁の旧館、これを一般公開して「まちかどミュージアム」として一般公開されております。多くの方がお越しになるというふうに聞いておりまして、私も行ったことがあるんですけども、6月議会でお尋ねいたしました旧庁舎の活用の仕方がその後進展したのでしょうか。教育推進課長からですか、商工観光課。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。

その6月議会後に教育委員会等と調整を進めておりまして、まだその状況については進展をしていないと言いますか、結論的にはまだ達しておりません。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 決算書の報告には、「観光協会に旧加悦庁舎の管理運営を、その事業を任せ」と書いてあるんですね。これはもう何度も申し上げるんですけども、今日までも見ていると、やはりちりめん街道の方々、住民の方々が中心になって管理運営をされるほうがいい結果が出ているのではないかとこのように思うところがございます。トイレの管理一つとりましても、観光協会の管理運営の仕方には非常に疑問があるという声が多く挙がっているところがございます。ぜひとも、もう一度しっかりとした地域の住民と観光協会と与謝野町の3者によります話し合いをぜひともしっかりと持っていただきまして、何とぞこの旧加悦庁舎がしっかりとした観光の中心になるように、拠点になるように管理運営ができるような方向性をぜひとも出していただきたいというふうに再度思います。

教育委員会と商工観光課長の見解をお尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） 私のほうからお答えさせていただきます。

ただいま議員さんの質問ですけども、6月の議会のときも答弁させていただきましたが、ご存じのように耐震いうんですか、施設が古いということもございまして、2階等の利用が今の状態ではままならないということで、まだ検討をしているという段階でございます。

ただ、管理につきましては、今観光協会さんのほうにお世話になっているわけで、適切な管理

をしていただいております。以上です。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） もう一つさっきお尋ねしたと思うんですけども、なぜ京都府の府庁の旧館は一般公開して多くの人が訪れてもいいのか。なぜ旧加悦庁舎はいろんな制限が、縛りがあるのか。この辺をしっかりと解明せん限り、なかなか次のステップへは難しいんだと思うんですけども、そういう調査はしていただきましたか。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） お答えさせていただきます。

私が聞いとる話では、以前、その2階の活用について土木事務所のほうに相談したところ、大変今の状態では、例えば耐震とかそういった面を含めまして危険な状態があるということで、それも含めまして一般的な使用については今検討をさせていただいております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） もう一つ例を出しますと、この夏の観光施設の入り込み状況を見まして、注目すべきは、京丹後市久美浜の稲葉本家ですね、これが3,650人来とられます。本町の旧尾藤家は447人なんです。なぜこういう差というとなれなんですけども、どうしてこういう数字が出るかもぜひともしっかりと研究していただいて取り組んでいただかないと、なかなか地域間競争といいますか、これになかなか太刀打ちできていないんじゃないかというふうに私は思うんです。ぜひともこの点につきましてもしっかりと調査・研究をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） 私から答えるのが適切かどうかわかりませんが、私が知り得る限りでは、まだなぜ数字的に入り込み客が違うかということは承知しておりませんが、ただ、ちりめん街道におきましてはいろんなところがございまして、稲葉邸とはピンポイントいうんですか、で来られるというあたりのことで若干違うのかなと思います。尾藤家住宅につきましても、ちりめん街道を守り育てる会のほうでいろんなおひな祭りですとか、いろんな取り組みもしていただいております。これが尾藤家だけではなくて、ちりめん街道全体としての魅力をもう少し発信できるようになれば、また入り込み客もふえるんじゃないかというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 同じことを商工観光課長にお尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 質問されるんですか。

4 番（杉上忠義） はい。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。

そこの差等については調査をさせていただきます。

それと、先ほどのご質問の中で、観光協会の部分なり、旧庁舎の部分につきましては、地元の守り育てる会、また地元の区の方等とも協議が必要だというふうには思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 私の質問でさせていただきました再生エネルギーも取り組むところがばらばらで、

住民環境課であり、農林課だと。それからこのちりめん街道、旧庁舎の取り組みも、教育委員会であり、商工観光課。殊ほどこのばらばらでやっとなというのが非常に本町においては苦しい状況になっているのではないかというふうに思うわけでございます。ぜひとも、もう早く総合庁舎にいたしまして、強力な連携が取り組める役場の体制づくりが私は必要だというふうに求めておきたいと思います。

ぜひとも副町長の強力なリーダーシップで、何事も早くプロジェクトチームが立ち上げられる役場の体制づくりをお願いしたいというふうに思います。副町長の見解をお尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 杉上議員のご質問の中で、役場組織が、あるいは市役所組織が大きくても小さくてもという言葉がございました。与謝野町の役場、3庁舎に分かれておるだけじゃなくて、この間職員は減らしてきておる中で、なかなか例えばバイオは農林課、それ以外は住民環境課、これが一本化にならないのか、ほかの市役所のように1つのセクションで幅広く対応できないかというご提案だと思うんですけども、お話はよくわかるんですけど、なかなか今の体制から申し上げますと厳しいものがあると、なかなか難しいと言わざるを得ないと思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 効率も重要ですけども、この政策形成能力が求められているというふうに思います。そういったことで、その強力な関係プレーで庁舎内でのプロジェクトでいろんな知恵を出し合って取り組んでいくという体制づくりがまず重要だというふうに思います。その点におきまして、ぜひとも一日も早く総合庁舎にして、職員の皆さんが顔を合わせて何事にも取り組んでいける体制を再度早くつくっていただくことをお願いいたします。2回目の質問といたします。

ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） ここで、ちょっと40分まで休憩いたしますが、まことに僭越なこと言って申しわけないんですけど、決算審査でございますので、皆さん、各議員多岐にわたって質問されますけど、決算審査であるということをも一つ十分心得て、町民の皆さんもたくさん見ておられますので、ぜひともよろしく願いいたします。

40分まで休憩いたします。

（休憩 午後 4時28分）

（再開 午後 4時40分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

質疑ありますか。

9番、家城議員。

9 番（家城 功） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

入札につきましては一般質問でさせていただきました。その後の決算では考えてはなかったんですが、先ほど伊藤議員のほうから入札に関する質問をされたときに、副町長の答弁の中で「透明性」という言葉を強調されております。僕が一般質問をさせていただいた趣旨、思いというのは、最低制限価格の事前公表だとか見直し等々の件がどうのこうのという思いではなく、入札自体に対する考え方をいま一度きちっと基本に戻って考え直すべきではないかなという趣旨の

中で質問をさせていただきました。

そういった中で、透明性、透明性という言葉が非常に多く出てくるわけですが、例えば決算でも随意契約、何本か挙がっております。随意契約につきましては、当然この業者にしかでき得ない事業というのも当然あると思います。仕方ない部分も理解はできます。しかしながら、この随意契約につきまして非常に私はこの透明性という言葉に当てはまらない契約ではないかなというふうに考えますが、その辺は副町長いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 契約の基本はもちろん競争入札であります。随意契約につきましては基本から離れたことでありますので、地方自治法の施行令で、こういった場合、こういった場合というふうに具体的に列挙をされております。現在与謝野町で随契を行っておりますが、それはその地方自治法の施行令に列挙をされておることを基準に行っております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 今ご答弁いただきましたが、それは当たり前のことでありまして、ただ、この随意契約というもんにつきましては3種類ございます。特命随意契約、それから緊急随意契約、それに先ほど伊藤議員の質問の中にありました少額随意契約、この3種類でございます。

当町の私が不透明ではないかなと感じる部分の特命随意契約につきましては、ネット等で調べていただければきちっと明確に記されておりますが、競争性がないため予定価格が曖昧、また高くなる可能性が非常に高いと。それから随意契約ですので、設計等の経費についてもほとんどが言い値だというような懸念もあると。そういった中で、そういうのを改善していくためには、規格競争だとか、公募型でしていくとか、そういうような改善をしていく必要があるというような文言が明記されております。

一般質問で私が求めました部分につきましては、そういった改善もすべきではないかなという視点の中で考えてほしいと。今のやり方がベターであるから変える必要はない、これが透明性だという考え方だけの人が集まって話し合いをしても、何の改善にもならない、そういったことでは困りますよという趣旨の質問でございます。だからそれがよいとか悪いとかいうのではなく、そういったことも懸念されとる、それが公のネットで随意契約という文言を調べると出てくる、そういった考え方をしてほしいという思いでございますが、いま一度いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員のお尋ねの3種類の中で特命というお話だったと思うんですが、ちょっと私もその3種類、緊急性でしたっけ。

9 番（家城 功） 特命、緊急、少額。

副 町 長（堀口卓也） 少額と。ちょっと調べさせていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） この件につきましては、きちっとそういうことも理解していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、決算資料35ページからの不用額の明細が上げていただいております。まず最初に細かな部分のほうから、衛生費の保健衛生費、予防費のほうで予防接種事業が感染病流行のため接種を控える方が多かったと、そのための減額で400万円というふうに上がっておりますが、これ

何の感染症で、どういうふうにはやったのか教えていただけませんか。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

35ページが一番下の予防接種事業、不用額が405万1,630円上がっております。予防接種事業につきましては、各医療機関から直接に接種実績によりまして請求いただくもの、それから国保連合会を通じて取りまとめによりましてまとめて請求をいただくものがございます。そういった中で、不用額がこれだけ出ましたのは、一つには年度末での見込みを立てるのが非常に、請求書が来るのが遅いもんですから立てにくいということと、あとインフルエンザ等で冬季に罹患されることによって予防接種を控えられた方もおられるというふうなことから、この不用額が予算に対しまして発生したということでございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 不用額を生じた理由いうところには、「感染症が流行のため、接種を控える方が多かった」というだけしか書いていない中で、どんな感染症が町の中でどんだけはやったのかなという思いがあるわけです。その中で、予防接種というのは、やっぱりあくまでも国民保険料が少しでもかからないように、皆さんが健康であれば保険料が下がっていくわけですから、そういった中で接種していただく、予防のための予算がそういった見込み違いというのは当然あるとは思いますが、その感染症の流行でどうのこうのいうことであれば非常に困るなど。もしそうでないのなら、安全ですよという周知もきちっとしていくことが大事ではないかなという思いで、ちょっと気になりまして質問をさせていただきました。

そういった中で不用額、一般会計だけで約1億6,389万円、足し算してみますとございます。先ほどから山添議員の質問でも、予算立てのときにどうだったんだというような質問もありましたが、大概の不用額の説明を見ておると、予算額より事業費が下回ったという理由がかなり見受けられます。果たして予算立てのときに厳正な審査、調査ができていたのかなというのは、常任委員会のほうで補正がたまに挙がってきます。予算要望したときにはカットされましたとか、そういうような説明を受けることが非常に多い中で、こうやって事業年度の決算のときには不用額として出てくる。先ほどの保健課の部分でいいますと、直診勘定の収入増により赤字額が減少したため繰出金が少なくなった、そういうような不用額なら大いに結構だと思いますが、事業見込みが予定より下回ったという理由がかなりございますが、その辺はしっかり予算立てのときにははしていただいとるだろうと思うんですが、再度確認をさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

予算のときにはできる限りの見通しを立てた見込みということになりますので、どうしても年度途中のいろいろな事情の変化によって執行予算は変わってくるということは、どうしてもこれはあります。ただ、年度当初からできる限り正確な見通しを立ててということは常々お願いをしてまいっております。

今回不用額がそこそこ大きな額じゃないかというご指摘ですが、不用額はそれなりにやっぱり事情があって出ているというふうに私も認識しておりますし、特にこの平成23年度の決算から従来3月31日付で専決処分をさせていただく際に、決算のような細々した不用額まで専

決処分をするということは、専決処分の本来のあり方ではおかしいんじゃないかというご指摘を昨年来受けておた関係で、不用額は不用額で出して明らかにすればいいんだと、それは決算で明らかにすればいいんだという、そういうご指摘によりまして、私どもも専決処分のあり方を優先したということがありまして、今回は不用額がそのような形で上がってきたというのも、例年よりないことではあったかなというふうにも思っております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 町の決算、この会計につきましては、何でもない町民の皆さんのお金をどう収入して、どう支出したかということが、いわゆる町民の方のお金でございます。そういった中で見込み違いがあれば、やっぱり町民の皆さんの信用も当然出てくると思いますし、今後やっぱりこれから平成25年度の予算立てをされる中で、そういった精査をきちっとしていただいた中で予算の組み立てというものはしていただければありがたいかなというふうに感じておりますので、よろしくをお願いします。

最後に、1回目の質問で当町の小・中学生の学力のレベルはというような質問をさせていただいたときに、後で小池課長さんのほうからご答弁いただきましてお聞きしておりますと、中学校の数学に関しましては、基本の問題が全国平均で63点、理科に至っては全国平均で52点、当町の中学校に至っては、数学の基本問題が全国平均より下回った60点、それから理科にしましては47点と、これは多分100点満点だと思うんですが、80点満点とかではないと思います、100点満点で47点という数字をお聞きいたしました。

率直に、教育長、どういうふうを受けとめておられますでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。

点という、何点というんじゃないし、あれは率です。正答率のもんです。

確かに、中学校の数学、ちょっと下回ったと。それから理科はちょっと幅が大きかったということにつきましては、今後の大いに反省すべきところでございます。ただ、理科につきましては今までなかった科目でございますので、どのようなところが大切かという、その辺がわからなかったということもございますので、いずれにしても結果をよく分析をして、そしてその学力向上を目指した対策は検討していかなければならないと、そのように思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 分析をきちっとしていただくことは当然大事ではあるんですが、早急に対策を進めていただかないと、理解を半分もしていない教科があつて、それが学校の中で何ら問題もないのかなというような疑問があります。そういった中で、当然教育を受ける側の子供たちの教育も家庭ではきちっとしていかなとあかんとは思いますが、先生方の教え方とか、また谷口議員が前回の議会でも取り上げておられましたが、電子黒板を導入しても、いまだ何の活用もない学校もあると、使い方の全くわからない先生もおられると。何のために電子黒板が配備され、何を目的に教育費の大半の予算を使ってそういうような、緊急対策の補助金で浮いたお金だと言えばそれまでなんですが、思いがあつて設置されたものが有効に使われていない中で、理科に関しては47%しか理解がしてもらっていない授業、教育が進んどうわけです。

そういった中で対策いうものはきちっとしていただかなだめだと思いますし、早急に進めるべ

きではないかと考えますが、再度いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 先ほど答弁しました域を出ません。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

- 9 番（家城 功） よく井田議員が税金の収納に関して、なぜ九十何%の予算を立てるんだと。100%があって当たり前じゃないかということをおっしゃいます。教育でも一緒ではないでしょうか。教えることが100%理解していただくことを目指して取り組んでいただく、そういった思いで日ごろの教育現場を考えていただかなければ、なかなか教育改革進んでいかないと思いますし、町内の子供たちの学力向上にはつながらないと思います。一生懸命取り組んでいただく姿勢を表に出していただきまして、次の文教委員会ではこういうような取り組みをしますような報告があれば非常にありがたいと思います。

以上で質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 答弁はよろしいか。

垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えいたします。

先ほども申しましたように、私どものスタンスとしましては、全国学力状況調査につきましては、前回小池課長も説明いたしましたように、あれは抽出でやっております。来年は悉皆ということになるわけでございますけれど、全校ということになるわけですが、私どものところは、以前も議会で申しましたけれど、小学校も中学校も全て問題を無料で文科省からいただきますんで、それをもらいまして、そして独自に状況調査をしております。それを、抽出校につきましては、これは文科省ですから、当然向こうが採点するわけですが、自主的に参加したやつにつきましては、これは別の会社に出しまして、そして採点をしてもらうということになるわけです。しかし、それでは他人任せですので、小学校につきましても、中学校につきましても、自主的にうちが全校で取り組んだ分につきましては、それぞれの学校で先生によって採点をしております。そこで先生方自身が新しい学力に何が必要かということ研修する目的で、そのように取り組ませているわけでございます。特に活用というところが、簡単に言えば応用なんですけれど、その活用ということはどういう力を求められているのかというのは、やはり調査のテストの問題を見てはじめて気づくと、あるいはわかっていくということもございますので、そのように教員が勉強するために採点を自分たちでやらせ、そしてそれを集計いたしまして、町全体としてどこに力を入れていくかという、そうしたことも分析をしまして、そして授業改善等に資するようにしているところでございます。

したがいまして、今回中学校の理科がはじめて登場してきたということでございますので、先ほども申し上げましたように、それによってまた授業改善等に取り組んでいく所存でございますので、その点ご理解いただきたいと思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

- 9 番（家城 功） 終わると言いましたが、この全国学力調査だけじゃなしに、きょうから多分江陽中学校は2学期の中間テストに入っております。ふだんのテストでも、平均点を見ますと非常に低い教科がかなりあります。そういった実態も含めて、その全国の調査だけでなしに、日ごろ子

供たちがどういう教育を受けて、どういった理解をしているのかということも把握していただきながら教育というものは考えていただかんと、この全国の調査だけが全てだと私は思ってもおりませんし、日ごろの取り組み方、確かに先生の仕事は非常に多忙で、普通に帰られても、役員会とかをするとき学校に行っても、まだ十数人の人が9時、10時になっても残っておられるぐらい多忙なことは理解しております。しかしながら、子供たちは義務教育という教育の中で学ぶべきして学ぶ権利を持っております。その権利を有効に子供たちのために考えてやっていただける教育施策というものを考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お頼みをいたします。特定の学校の名前が出ましたので、議員さん、せんだってのご質問の中でもPTA会長をされておるということでしたので、どうか学校のほうで直接親の願いとして届けていただきたいと、そのように思います。私ども、常々から学力のことにつきましては、学校のやっぱり一番重要な柱でございますので、その学力の充実と向上に向けてはそれぞれいろいろな形で取り組んでいることは事実でございますので、どうか親の願いとして、直接学校へ行かれる機会も多いと思いますので、どうかよろしく頼みしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9番（家城 功） 当然、学校にもお願いしておりますし、教育委員会でもそういった取り組みをしてほしい、そういうことが例えば電子黒板の活用にしても一つ挙げられることではないかということで質問をさせていただきました。よろしくお願いします。

議長（赤松孝一） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

本日はこれにて延会することに決定しました。

この続きは、あす10月5日午前9時30分から会議しますので、ご参集ください。

お疲れさんでございました。

（延会 午後 5時05分）